

事業概要

令和4年版

目 次

第1章 総 説

- 1 検査所の沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 2 概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 3 根拠法令及び関係法令・・・・・・・・・・・・・・・・
- 4 検査所の組織構成・・・・・・・・・・・・・・・・
- 5 検査所の構成人員・・・・・・・・・・・・・・・・
- 6 東京都食肉衛生検査所処務規程・・・・・・・・
- 7 検査所の担当の分掌事務・・・・・・・・
- 8 令和4年度事業予算及び事業実施計画・・・・・・・・
- 9 令和3年度事業予算及び決算・・・・・・・・
- 10 主な検査機器器具一覧・・・・・・・・

第2章 事業の概要

第1節 検査事業

- 1 都内のと畜検査・・・・・・・・・・・・・・・・
- 2 と畜場別のと畜検査・・・・・・・・・・・・・・・・
- 3 精密検査・・・・・・・・・・・・・・・・
- 4 伝達性海綿状脳症検査・・・・・・・・
- 5 食肉衛生検査システム・・・・・・・・

第2節 衛生指導

- 1 搬入枝肉の監視指導・・・・・・・・
- 2 と畜場施設の監視指導・・・・・・・・
- 3 牛海綿状脳症（B S E）対策・・・・・・・・
- 4 市場施設の監視指導・・・・・・・・
- 5 食肉処理施設の監視指導・・・・・・・・
- 6 食肉輸送車の監視指導・・・・・・・・
- 7 原皮貯蔵施設の監視指導・・・・・・・・
- 8 動物質原料運搬車及び運搬容器の監視指導・・・・・・・・
- 9 一斉監視事業等・・・・・・・・
- 10 衛生講習会・・・・・・・・

第3節 その他の事業

- 1 職員の健康管理と労働災害防止・・・・・・・・
- 2 職員研修・・・・・・・・
- 3 家畜伝染病防疫対策・・・・・・・・
- 4 普及啓発・・・・・・・・
- 5 と畜検査証明・・・・・・・・
- 6 食肉衛生証明・・・・・・・・
- 7 生産者への検査結果のフィードバック事業・・・・・・・・
- 8 食品検査施設における検査等の業務管理（G L P）・・・・・・・・

第3章 検査統計（令和3年度実績）

第1節 と畜場法に基づく検査

- 1 年度別と畜検査頭数・・・・・・・・・・・・・・・・
- 2 と畜場別と畜検査頭数・・・・・・・・・・・・・・・・
- 3 と畜検査結果に基づく処分頭数・・・・・・・・
- 4 産地別と畜検査頭数・・・・・・・・・・・・・・・・
- 5 とさつ禁止又は廃棄した原因・・・・・・・・
- 6 産地別・病類別処分頭数・・・・・・・・・・・・
- 7 畜種別病類表・・・・・・・・・・・・・・・・
- 8 と畜場法に基づく精密検査頭数・・・・・・・・
- 9 牛海綿状脳症（BSE）検査頭数・・・・・・・・
- 10 牛海綿状脳症（BSE）月齢別検査頭数・・・・
- 11 めん羊・山羊の伝達性海綿状脳症（TSE）検査頭数・・・・

第2節 食品衛生法等に基づく監視と検査

- 1 搬入枝肉監視状況・・・・・・・・・・・・・・・・
- 2 食品及び食品取扱施設の検査・・・・・・・・
- 3 監視件数・・・・・・・・・・・・・・・・
- 4 一斉監視事業（夏期及び歳末）・・・・・・・・

第3節 調査研究及び基礎調査実施状況・・・・・・・・

第4章 調査研究の概要

- 1 第32回芝浦食肉衛生検査所調査研究発表会演題一覧・・・・・・・・
- 2 過去3年間芝浦食肉衛生検査所調査研究発表会演題一覧・・・・

付 表

- 1 過去10年間における学会及び誌上発表一覧表・・・・・・・・
- 2 東京都と畜検査手数料・・・・・・・・・・・・・・・・
- 3 と畜場別・使用料・解体料一覧表・・・・・・・・
- 4 と畜場の構造設備一覧表・・・・・・・・・・・・
- 5 芝浦食肉衛生検査所案内図・・・・・・・・・・・・
- 6 施設配置図・・・・・・・・・・・・・・・・
- 7 検査所平面図・・・・・・・・・・・・・・・・

第 1 章 総 説

1 検査所の沿革

- 明治 4年 8月 と牛取締方大蔵省達
- 明治 6年 1月 と畜検査開始
- 明治 6年12月 東京府と畜取締規則（府達第142号）制定
- 明治 9年 2月 と畜検査業務東京府から警視庁に移譲
- 明治39年 7月 「屠場法」制定・警視庁第3部衛生課所管
- 昭和11年 6月 東京市立芝浦屠場使用許可（同年12月1日業務開始）
- 昭和17年11月 東京府内政部保健課獣医係移管
- 昭和21年 9月 東京都衛生局公衆衛生課獣医衛生係移管
- 昭和27年12月 都立芝浦屠場内に衛生局獣医衛生課所管のと場分室設置
- 昭和28年 8月 「屠場法」廃止、「と畜場法」制定
- 昭和32年 4月 と場分室を「東京都と畜衛生検査所」と改称（三級廐事業所）
- 昭和38年 7月 東京都食肉衛生検査所と改称、多摩地区の7と畜場及び三河島ミートプラントを所管
- 昭和38年 7月 多摩出張所設置、多摩地区の7と畜場を所管
- 12月 組織改正により機構を強化して二級廐事業所に昇格
- 昭和39年 8月 荒川出張所設置（三河島ミートプラント内）
- 昭和42年 4月 多摩出張所を多摩第一出張所と改称、多摩第二出張所設置（多摩食肉株式会社敷地内）
- 昭和42年 9月 「食肉検査を通じて食品衛生と環境衛生の向上に寄与した」ことにより第19回保健文化賞を受賞
- 昭和44年 3月 多摩第一及び第二出張所を廃止
- 4月 組織改正により東京都芝浦食肉衛生検査所と改称（芝浦屠場、三河島ミートプラント、三原、新島本村、三宅村立、大三、坂上の各と畜場を所管）
- 東京都多摩食肉衛生検査所新設（二級廐事業所）（多摩食肉、三鷹、福生、八王子、東村山、狛江、原町田の各と畜場を所管）
- 12月 組織改正により検査課の検査第一、検査第二、精密検査の3係を廃止し主査制を導入
- 昭和45年 9月 小笠原村立父島と畜場（簡易と畜場）設置、と畜検査員を配置
- 昭和47年11月 八丈島、大三と場廃止
- 昭和48年 4月 芝浦食肉衛生検査所、中央卸売市場食肉市場総合ビル5階に移転
- 昭和50年 4月 新島にと畜検査員を配置
- 10月 八丈島、坂上と場廃止、八丈町と畜場新設
- 昭和51年 6月 神津島村と畜場（簡易と畜場）新設、と畜検査員を配置
- 昭和54年 4月 小笠原村、父島と畜場を一般と畜場に改設
- 昭和56年10月 食肉市場分場内に検査室設置
- 昭和60年 3月 芝浦屠場大動物棟完成により、大動物検査2ライン体制に移行
- 昭和63年 3月 芝浦屠場小動物棟（第1期工事）完成により、小動物検査3ライン体制に移行

- 平成 2年 6月 芝浦屠場大動物棟けい留所増設により、生体検査体制の確立
- 平成 5年 3月 荒川出張所廃止
食肉市場分場内の検査室廃止
- 6月 神津島村と畜場廃止
- 平成 8年12月 腸管出血性大腸菌O157による集団食中毒の多発により、と畜場法施行規則改正
- 平成 9年 7月 立川食肉株式会社廃止
- 8月 多摩食肉衛生検査所廃止、八王子出張所は芝浦食肉衛生検査所八王子支所（三級事業所）に組織改正
- 平成12年 1月 芝浦屠場大動物棟でフックラインコンベア対応検査に移行
- 3月 小笠原村立父島と畜場廃止
- 平成13年 6月 三河島ミートプラント廃止
- 10月 牛海綿状脳症（BSE）スクリーニング検査開始
- 平成14年 1月 八王子支所BSE検査室完成
- 2月 芝浦食肉衛生検査所、食肉市場センタービル9階へ移転
- 平成15年 3月 中央卸売市場食肉市場分場廃止
- 5月 と畜場法の改正によりと畜場において排除すべき疾病数が49から98に変更
- 10月 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が改正され、動物由来感染症である新興感染症を整理
- 平成16年 2月 病畜と室改修工事終了（特別と室廃止、保留冷蔵庫完成）により、大・小動物別病畜検査体制へ移行
- 平成17年 4月 組織改正により、食肉検査係を廃止し、大動物検査係、小動物検査係及び特定疾病検査係設置
大動物Cライン稼動により、牛の一日最大と畜数が450頭に増頭
- 8月 牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部改正（BSE検査の対象月齢が21か月齢以上となる）
- 平成18年 3月 大島町立大島町と畜場廃止
- 5月 食品衛生法の改正による食品に残留する農薬等に関する制度（ポジティブリスト制度）施行により、残留抗菌性物質等に対する高度分析機器の充実を図る
- 平成19年 4月 八王子支所廃止（平成19年4月1日の八王子市の保健所設置市への移行に伴い、八王子市食肉衛生検査所となる。職員は都からの派遣。）
- 平成21年 4月 食肉衛生検査システム稼動開始
と畜場法施行規則の一部改正（ピッシングの禁止）
- 11月 三宅島畜産物処理加工場廃止
- 平成23年10月 生食用食肉（牛肉）の規格基準設定
- 12月 中央卸売市場食肉市場、食肉業界と三者協働で芝浦屠場でと畜した牛の肉の放射性物質の全頭検査を開始

- 平成24年 3月 八王子市食肉衛生検査所廃止
- 7月 牛肝臓の規格基準設定
- 平成25年 2月 食品、添加物等の規格基準の一部改正（食品への使用が禁止されていた牛の脊柱のうち30か月齢以下の牛由来の脊柱を除外、脊柱の範囲見直し）
- 4月 と畜場法施行規則の一部改正（SRMのうち30か月齢以下の牛にかかる頭部（扁桃を除く）及び脊髄を除外）
- 牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部改正（BSE検査対象月齢が30か月齢超に変更）
- 7月 牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部改正（BSE検査対象月齢が48か月齢超に変更）
- 牛海綿状脳症（BSE）スクリーニング検査の全頭検査中止
- 平成26年 4月 牛海綿状脳症（BSE）スクリーニング検査の全頭検査中止に伴う組織改編により、特定疾病検査係を廃止し、精密検査係に統合
- と畜場法施行規則の一部改正（と畜業者等の講ずべき衛生措置の基準に、従来の基準に加え、新たにHACCPを用いて衛生管理を行う場合の基準を規定。施行は平成27年4月。）
- 平成27年 4月 食品表示法の施行
- 東京都食品衛生法施行条例の一部改正（公衆衛生上講ずべき措置の基準等の改正）
- 6月 食品、添加物等の規格基準の一部改正（豚肉等の規格基準設定）
- 平成28年 4月 組織改正に伴い係制の廃止
- 6月 伝達性海綿状脳症検査実施要領の改正（めん羊及び山羊のスクリーニング検査対象が12か月齢以上から獣畜の月齢に関わらずTSEを疑う臨床症状を呈するめん羊及び山羊に変更）
- と畜場法施行規則の一部改正（SRMのうちめん羊及び山羊の扁桃、小腸のうち空腸、12か月齢以上のめん羊及び山羊の頭部（皮）及び胎盤を除外）
- 平成29年 4月 牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部改正（スクリーニング検査対象が48か月齢以上から獣畜の月齢に関わらずBSEを疑う臨床症状を呈する牛に変更）
- 平成30年 6月 食品衛生法等の一部改正（と畜場法の一部改正）
- 令和元年 6月 新島と畜場廃止
- 令和 2年 3月 中央卸売市場食肉市場、食肉業界と三者協働で芝浦屠場でと畜した牛の肉の放射性物質の全頭検査を終了
- 令和 2年 4月 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行
- 令和 3年 6月 食品衛生法等の一部改正の完全施行に伴うHACCPに沿った衛生管理の制度化

2 概要

当所は、安全で衛生的な食肉を都民に提供するため、「と畜場法」に基づき食用にする牛、豚等の検査を行い、都外から搬入された枝肉等についても「食品衛生法」に基づく監視、指導及び検査を実施している。また、それぞれの法令に基づき、施設、食肉の衛生的な取扱い等の監視指導を行っている。

当所は東京都中央卸売市場食肉市場内にある東京都立芝浦屠場及び市場内各施設のほか、八丈町にあると畜場施設を所管している。

当所は、東京都中央卸売市場食肉市場内に検査施設を設置し、以下の業務を行っている。また、島しょ地区にあつては、島しょ保健所のと畜検査員が検査を行っている。

(1) と畜検査

と畜場法に基づき、牛、馬、豚、めん羊、山羊が食用に適するか否かを1頭毎に、生体から解体工程に応じた各段階で、と畜検査員（獣医師）による検査を実施

(2) 精密検査

① と畜検査において疾病の確定診断をするにあたり精密検査が必要な場合、生物学的・微生物学的・病理学的・理化学的検査を実施

② 食肉の抗菌性物質等の残留物質及び微生物汚染状況等について「食品衛生法」に基づく検査を実施

(3) 伝達性海綿状脳症（TSE）検査

平成13年10月18日以降、と畜処理される全ての牛に、牛海綿状脳症（BSE）スクリーニング検査を実施

平成17年10月1日以降、生後12か月齢以上のめん羊・山羊のTSEスクリーニング検査を実施

平成28年6月1日以降、月齢に関わらず伝達性海面状脳症の臨床症状を呈するめん羊・山羊を対象としてTSEスクリーニング検査を実施

平成29年4月1日以降、と畜場における健康牛のBSE検査を廃止

ただし、24か月齢以上の牛のうち、生体検査において神経症状が疑われるもの及び全身症状を呈するものについては引き続きBSE検査を実施

(4) 搬入枝肉の監視

食品衛生法に基づく監視指導を実施

(5) 食肉処理施設等の監視指導

食肉市場内の取引室、冷蔵庫、と畜場施設、食肉処理施設、飲食店等に対する施設、取扱い等に関する監視指導を実施

各施設従事者への衛生教育、衛生講習会等を実施

(6) 食肉の輸出に関わる事務

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく輸出適合施設の認定、及び食肉衛生証明書

の発行を実施

(7) 食肉衛生知識の普及啓発

消費者を対象に食肉についての正しい知識と理解を深めるために、パンフレット等による普及啓発

活動を実施

(8) 調査研究

と畜検査対象疾病及び食肉衛生等に関する先行的調査研究を実施

(9) HACCP外部検証

食品衛生法及びと畜場法に基づき、と畜場及び市場内食品等事業者におけるHACCPに沿った衛生管理が適切に実施されていることを検証し、検証結果に基づく措置を実施

3 根拠法令及び関係法令

(令和4年4月1日現在)

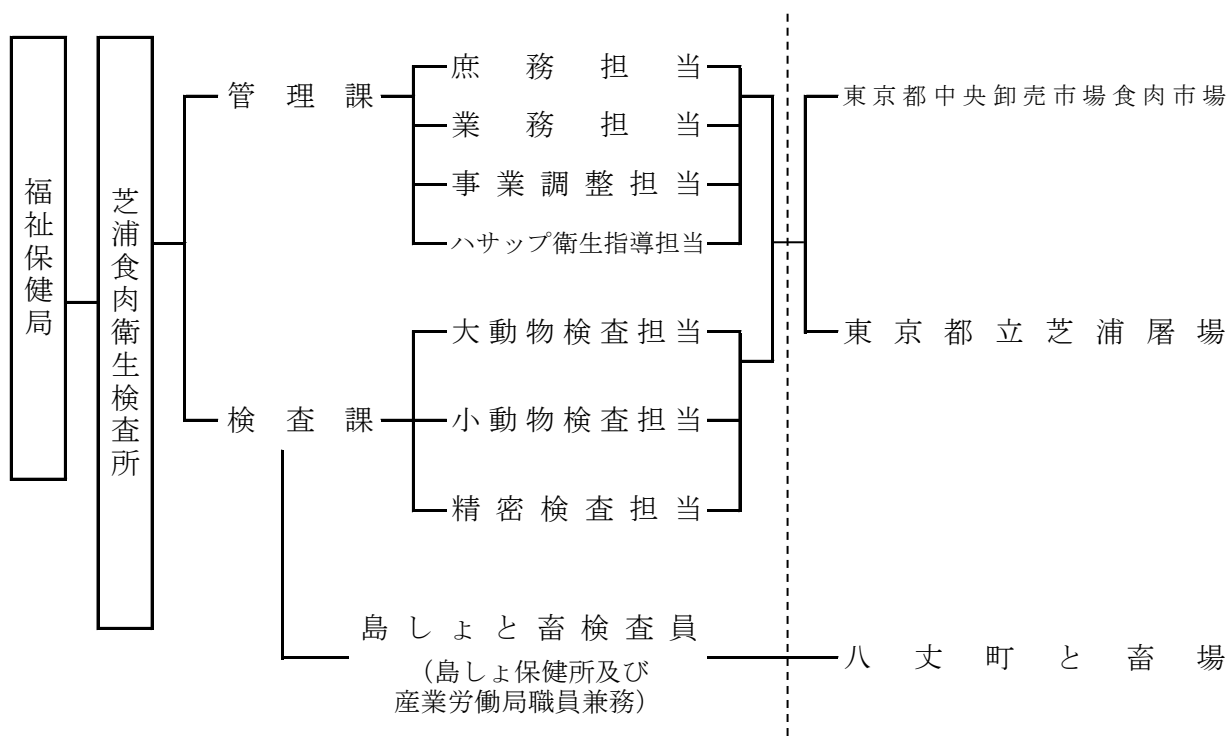
(1) 根拠法令

と畜場法	(昭和28年 8月 1日 法律第114号)
と畜場法施行令	(昭和28年 8月25日 政令第216号)
と畜場法施行規則	(昭和28年 9月28日 厚生省令第44号)
と畜場法施行細則	(昭和29年 2月23日 都規則第22号)
と畜場法施行条例	(平成15年 3月14日 都条例第55号)
食品安全基本法	(平成15年 5月23日 法律第 48号)
食品衛生法	(昭和22年12月24日 法律第233号)
食品表示法	(平成25年 6月28日 法律第 70号)
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	(平成 2年 6月29日 法律第 70号)
東京都食品安全条例	(平成16年 3月31日 条例第 67号)
東京都食品衛生法施行条例	(平成12年 3月31日 条例第 40号)
動物質原料の運搬等に関する条例	(昭和33年 1月11日 条例第 3号)
農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律	(令和元年11月27日 法律第 57号)

(2) 関係法令

牛海綿状脳症対策特別措置法	(平成14年 6月14日 法律第 70号)
家畜伝染病予防法	(昭和26年 5月31日 法律第166号)
化製場等に関する法律	(昭和23年 7月12日 法律第140号)
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	(昭和28年 4月12日 法律第 35号)
牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法	(平成15年 6月11日 法律第 72号)
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	(昭和35年 8月10日 法律第145号)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(昭和45年12月25日 法律第137号)
水質汚濁防止法	(昭和45年12月25日 法律第138号)
悪臭防止法	(昭和46年 6月 1日 法律第 91号)
卸売市場法	(昭和46年 4月 3日 法律第 35号)
毒物及び劇物取締法	(昭和25年12月28日 法律第303号)
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	(平成10年10月 2日 法律第114号)
東京都卸売市場条例	(昭和46年12月 1日 条例第144号)
東京都立芝浦屠場条例	(昭和39年 3月31日 条例第 85号)
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	(平成12年12月22日 条例第215号)
化製場等の構造設備の基準等に関する条例	(昭和59年 7月20日 条例第 85号)
動物用医薬品の使用の規制に関する省令	(昭和55年 9月30日 農林水産省令第42号)
動物の愛護及び管理に関する法律	(昭和48年10月 1日 法律第105号)

4 検査所の組織構成 (令和4年4月1日現在)



5 検査所の構成人員 (令和4年4月1日現在・現員)

組織	区分	管理職	事務	と畜 検査員	獣医衛生 補佐員	会計年度 任用職員	計
合計(島しよ含む)		3	3	48	16	4	74
芝浦合計		3	3	40	16	4	66
所長		1	—	—	—	—	1
管理課	課長	1	—	—	—	—	1
	庶務担当	—	3	—	—	—	3
	業務担当	—	—	3	—	1	4
	事業調整担当	—	—	1	—	—	1
	ハサップ衛生指導担当	—	—	1	—	—	1
検査課	課長	1	—	—	—	—	1
	大動物検査担当	—	—	18	9	—	27
	小動物検査担当	—	—	11	7	—	18
	精密検査担当	—	—	6	—	3	9
島しよ兼務と畜検査員		—	—	8	—	—	8

6 東京都食肉衛生検査所処務規程

(昭和32年4月15日東京都訓令甲第112号)

最終改正 令和3年 訓令第40号

(掌理事項)

第1条 東京都食肉衛生検査所(以下「所」という。)は、東京都内の各と畜場及び食肉市場(以下「施設」という。)における次の事務をつかさどる。

- (1) と畜場法(昭和28年法律第114号)に基づくと畜検査及び調査に関すること。
- (2) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく監視、指導及び検査等に関すること。
- (3) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)に基づく食鳥検査及び調査に関すること。
- (4) 動物質原料の運搬等に関する条例(昭和33年東京都条例第3号)に基づく報告、検査及び質問に関すること。
- (5) 東京都食品安全条例(平成16年東京都条例第67号)に基づく報告の要求、調査、及び物件の提出の要求に係る指導に関すること。
- (6) 食品表示法(平成25年法律第70号)に基づく立入検査に関すること。
- (7) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号)に基づく立入検査等に関すること(他の局に属するものを除く。)
- (8) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号)に基づく輸出証明書の発行等に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、施設内の衛生に関すること。

(分課)

第2条 所に次の課を置く。

管理課

検査課

(分掌事務)

第3条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課

- (1) 所所属職員の人事及び給与に関すること。
- (2) 所の公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関すること。
- (3) 所の予算、決算及び会計に関すること。
- (4) と畜場及び食肉市場の関連業者等の衛生教育に関すること。
- (5) 動物質原料の運搬等に係る報告、検査及び質問に関すること。
- (6) 施設の衛生指導取締りに関すること。
- (7) 所内他課に属しないこと。

検査課

- (1) と畜及び移入肉等の検査及び措置に関すること。
- (2) 獣畜に係る緊急措置に関すること。

(3) と畜及び移入肉等の精密検査に関すること。

(4) 食鳥の検査及び精密検査に関すること。

(職)

第4条 所に所長を、課に課長を置く。

2 福祉保健局長（以下「局長」という。）は、知事の承認を得て、課に課長代理を置く。

3 前2項に定めるもののほか、必要な職を置く。

(職員の資格及び任免)

第5条 所長は、参事のうちから、知事が命ずる。

2 課長は、副参事のうちから、知事が命ずる。

3 課長代理は、主事のうちから、局長が命ずる。

4 前3項以外の職員は、福祉保健局所属職員のうちから、局長が配属する。

(職員の職責)

第6条 所長は、局長の命を受け、所の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 課長は、所長の命を受け、課の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

3 課長代理は、課長の命を受け、担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、課長を補佐し、担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもって課長に報告するものとする。

4 前3項に定めるもの以外の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

(所長の決定対象事案)

第7条 所長が決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

(1) 課長の出張、休暇及び職務に専念する義務の免除に関すること。

(2) 予定価格が400万円以上800万円未満の請負又は委託により行う工事、修繕、通信又は運搬に係る役務の提供に関すること。

(3) 予定価格が150万円以上300万円未満の物件の買入れ、売払い、貸付け又は借入れに関すること。

(4) 検査機器の借入れに関すること。

(5) 40万円以上100万円未満の補助金、分担金及び負担金（法令によりその交付が義務付けられているもの及び局長が所長の決定によることが適当であると認めたものにあつては、100万円以上のものを含む。）の交付並びに寄附金の贈与に関すること。

(6) と畜場法第16条の規定に基づくとさつ解体の禁止等の措置に関すること。

(7) 食品衛生法第6条に違反した場合の同法第54条1項に基づく廃棄又は処置に関すること。

(8) 食品表示法第6条第8項の規定に基づく措置又は業務停止に関すること。

(9) 重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関すること。

(10) 重要な告示、公告、公表、申請、照会、回答、諮問及び通知に関すること。

(課長の決定対象事案)

第8条 課長の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

(1) 課長が指揮監督する職員の事務分掌、出張、休暇、超過勤務、休日勤務、週休日の変更及び職務に専念する義務の免除に関すること（課長代理の権限に属するものを除く。）。

- (2) 予定価格が400万円未満の請負又は委託により行う工事、修繕、通信又は運搬に係る役務の提供に関する事。
- (3) 予定価格が150万円未満の物件の買入れ、売払い、貸付け又は借入れに関する事。
- (4) 40万円未満の補助金、分担金及び負担金の交付並びに寄附金の贈与に関する事。
- (5) 報告、答申、進達及び副申に関する事（重要な事項に関するものを除く。）。
- (6) 告示、公告、公表、申請、照会、回答、諮問及び通知に関する事。
- (7) 諸証明に関する事。
- (8) 文書の受理に関する事。

（課長代理の決定対象事案）

第8条の2 課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 課長代理が指揮監督する職員の出張（宿泊を伴う場合を除く。）、休暇（年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。）及び事故欠勤に関する事。
- (2) 報告、答申、進達及び副申に関する事（簡易なものに限る。）。
- (3) 申請、照会、回答、諮問及び通知に関する事（簡易なものに限る。）。
- (4) 諸証明に関する事（簡易なものに限る。）。
- (5) 文書の受理に関する事（簡易なものに限る。）。

（事業計画）

第9条 所長は、毎年3月末日までに、翌年度の年間事業計画を定め、局長の承認を受けなければならない。

（事業報告等）

第10条 所長は、毎月5日までに、次に掲げる事項について、局長に報告しなければならない。

- (1) 前月分の職員の勤務状況
- (2) 前月分の事業の実績及び概要

2 前項の規定にかかわらず、所長は、重要又は異例に属する事項については、その都度局長に報告しなければならない。

（決定事案の細目）

第11条 局長は、第7条から第8条の2までの規定により所長、課長又は課長代理の決定の対象とされた事案の実施細目を定めなければならない。

（文書の発信者名）

第12条 発送文書は、他に定めのない限り、所長名を用いる。

（処務細則）

第13条 所長は、あらかじめ局長の承認を得て、所の処務細則を定めることができる。

（準用）

第14条 この規程に定めるものを除いては、東京都事案決定規程（昭和47年東京都訓令甲第10号）を準用する。

7 検査所の担当の分掌事務

(令和4年4月1日現在)

管理課

〔庶務関連業務〕

課長代理（庶務担当）

- 1 所所属職員の人事及び給与に関すること。
- 2 所の公文書類の収受、配布、発送、編集及び保存に関すること。
- 3 公印の管理に関すること。
- 4 所の予算、決算及び会計に関すること。
- 5 公有財産の管理運用に関すること。
- 6 所内の取締りに関すること。
- 7 所内他の課及び課長代理に属しないこと。

〔業務関連業務〕

課長代理（業務担当）

- 1 所関係の統計調査及び報告に関すること。
- 2 と畜場及びと畜作業の衛生指導取締りに関すること（課長代理（ハサップ衛生指導担当）に属するものを除く。）。
- 3 と畜場出入者及び運搬車の衛生指導取締りに関すること（課長代理（ハサップ衛生指導担当）に属するものを除く。）。
- 4 場内における食品の監視、指導取締りに関すること（課長代理（ハサップ衛生指導担当）に属するものを除く。）。
- 5 と畜場衛生の普及啓発及び教育に関すること（課長代理（ハサップ衛生指導担当）に属するものを除く。）。
- 6 動物質原料の運搬等に係る報告、検査及び質問に関すること。
- 7 その他と畜及びと畜衛生に関すること（他の課に属するものを除く。）。

課長代理（ハサップ衛生指導担当）

- 1 と畜場及び関係業者のハサップによる衛生管理の指導に関すること。
- 2 と畜場及びと畜作業の衛生指導取締りに関すること。
- 3 と畜場出入者及び運搬車の衛生指導取締りに関すること。
- 4 場内における食品の監視、指導取締りに関すること。
- 5 と畜場衛生の普及啓発及び教育に関すること。

検査課

〔大動物検査関連業務〕

課長代理（大動物検査総括担当）

- 1 大動物のと畜及び移入肉の検査等業務に係る計画及び調整に関すること。
- 2 大動物のと畜及び移入肉の検査、処分並びに措置に関すること（課長代理（大動物検査担当）に属するものを除く。）。

- 3 大動物のと畜検査に伴う獣畜の緊急措置に関すること（課長代理（大動物検査担当）に属するものを除く。）。
- 4 その他大動物のと畜等の検査業務及びと畜衛生に関すること（課長代理（大動物検査担当）に属するものを除く。）。
- 5 課内他の課長代理に属しないこと。

課長代理（大動物検査担当）

- 1 大動物のと畜及び移入肉の検査、処分並びに措置に関すること。
- 2 大動物のと畜検査に伴う獣畜の緊急措置に関すること。
- 3 その他大動物のと畜等の検査業務及びと畜衛生に関すること。

[小動物検査関連業務]

課長代理（小動物検査総括担当）

- 1 小動物のと畜及び移入肉の検査等業務に係る計画及び調整に関すること。
- 2 小動物のと畜及び移入肉の検査、処分並びに措置に関すること（課長代理（小動物検査担当）に属するものを除く。）。
- 3 小動物のと畜検査に伴う獣畜の緊急措置に関すること（課長代理（小動物検査担当）に属するものを除く。）。
- 4 その他小動物のと畜等の検査業務及びと畜衛生に関すること（課長代理（小動物検査担当）に属するものを除く。）。

課長代理（小動物検査担当）

- 1 小動物のと畜及び移入肉の検査、処分並びに措置に関すること。
- 2 小動物のと畜検査に伴う獣畜の緊急措置に関すること。
- 3 その他小動物のと畜等の検査業務及びと畜衛生に関すること。

[精密検査関連業務]

課長代理（精密検査総括担当）

- 1 と畜及び移入肉等の精密検査業務に係る計画及び調整に関すること。
- 2 と畜及び移入肉等の精密検査に関すること（課長代理（精密検査担当）に属するものを除く。）。
- 3 と畜獣畜の牛海綿状脳症の検査等業務に関わる計画及び調整に関すること。
- 4 と畜獣畜の牛海綿状脳症の検査等業務（スクリーニング検査については病畜等に限る。）に関すること。

課長代理（精密検査担当）

- 1 と畜及び移入肉等の精密検査に関すること。

8 令和4年度事業予算及び事業実施計画

(1) 令和4年度事業予算

(単位：円)

区分	科目	令和4年度予算額
歳 入	計	168,035,000
	衛生手数料	166,446,000
	証明閲覧	276,000
	食品衛生 (と畜検査手数料)	166,170,000
	国庫支出金	1,584,000
	諸収入	5,000
歳 出	計	229,429,000
	食肉衛生検査	141,030,000
	建物維持管理	88,399,000

(2) 月別事業計画

(令和4年4月1日現在)

事項	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考
基と畜場法に基づく検査	と畜検査												と畜場法第14条
	精密検査 TSEスクリーニング検査												と畜場法第14条
	HACCP外部検証												と畜場法第6条、第9条
食品衛生法に基づく検査	抗菌性物質等検査												食品衛生法第28条
	残留農薬検査												食品衛生法第28条
	腸管出血性大腸菌検査 (0157等)												食品衛生法第28条
	HACCP外部検証												食品衛生法第51条
	その他の検査												水質、食中毒起因菌等の検査 食品衛生法第28条
衛生監視指導 (と畜場法) (食品衛生法) (化製場等に関する法律) (動物質原料の運搬等に関する条例) (農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律) (食品表示法)													と畜場法第14条、15条 食品衛生法第51条 化製場等に関する法律第6条 動物質原料の運搬等に関する条例第18条 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第15条 食品表示法第8条
													夏期対策 食肉市場まつり監視 歳末対策 HACCPに関わる衛生指導・外部検証
													搬入肉、許可施設、運搬車両等
													輸出食肉の食肉衛生証明書発行に関わる検品等
													表示検査・指導
その他	場内業者衛生教育												衛生講習会等 所処務規程
	消費者等普及啓発												施設見学、相談受付等随時 所処務規程
	生産者及び出荷者への情報提供												疾病動向、抗菌性物質情報等 情報のフィードバック
	食肉検査証明												対象：肉、原皮、内臓等
	調査研究												検査技術の向上
	職員研修												新任研修 実務研修 食品衛生研修・と畜検査研修等随時 職員の資質向上
	職員の健康管理												トキソプラズマ抗体調査、破傷風予防接種 健康診断(検診・検便)等 職務と関連のある特異な疾病対策

(3) 令和4年度事業計画の内容

事業名		目的	内容	期間		備考
H A C C P 推 進	施設・作業の改善指導	と畜場及び市場内食品等事業者に対してHACCP外部検証を実施し、検証結果に基づく改善措置等を通して、衛生管理の向上及び食肉の安全確保を図る。	HACCPに係る衛生指導・助言	通年	継続	
			施設改修における改善指導	通年	継続	
			と畜場及び食品等事業者における外部検証の結果に基づく改善移動	通年	継続	
	衛生管理状況の確認		HACCPを要件とした食肉輸出適合施設認定に向けた指導・助言	通年	継続	
			市場棟2階改修工事等における構造設備、衛生管理に関する指導	通年	継続	
疾 病 の 排 除	検査マニュアルの検証・検討	検査マニュアルの内容検証及び改訂、冊子の作成、カラーアトラスの増補充実	通年	継続	TSE検査業務管理要領を含む	
		疾病の鑑別診断技術(精密検査等)に係る技術の承継	通年	継続		
		疾病診断に関する情報収集・検査技術・体制の検討	通年	継続		
	人獣共通感染症対策	人獣共通感染症に対する検査を充実し、食肉の安全を図る。	人獣共通感染症に関する情報収集・検査技術導入及び検査の実施	通年	継続	
	調査研究	調査研究を通してと畜検査技術の向上及び的確な検査の実施を図る。	家畜の細菌性疾患の検出状況、薬剤感受性の調査及び文献の収集	通年	継続	
			病理学的診断の検討	通年	継続	
			と畜検査及び食肉衛生管理等に関する調査研究の実施	通年	継続	TSEリスク汚染防除を含む

事業名		目的	内容	期間		備考
残留物質対策	妥当性評価	食品衛生法に基づく残留動物用医薬品等の検査法の妥当性評価を行う。	妥当性評価計画の着実な実施	通年	継続	
	残留抗菌性物質検査等の拡充	と畜場に搬入される獣畜を対象に残留動物用医薬品等の検査を実施し、食肉の安全を図る。	高度機器分析に対応した検査技術の確立	通年	継続	技術の習得及び精度管理
			効果・効率的なモニタリング検査の実施	通年	継続	
危機管理対策	危機管理体制の強化	危機発生時の対応を検討し、体制の強化を図る。	炭疽発生時模擬訓練の実施	通年	継続	
			TSEスクリーニング検査陽性時の対応マニュアルに基づく研修の実施	通年	継続	
			炭疽の新たな診断技術に関する情報収集、検査法の導入	通年	継続	
			炭疽等家畜伝染病対策マニュアルの検討	通年	継続	
			局との連携による災害発生時における食品安全確保の推進	通年	継続	
食肉衛生システム検査	食肉衛生検査システムの活用	食肉衛生検査システムを活用した検査業務の効率化と検査データ等のフィードバックによる、食肉の安全向上を図る。	食肉衛生検査システムを用いた情報伝達訓練等危機管理への応用	通年	継続	
			食肉衛生検査システムを活用したフィードバックの実施、内容充実	通年	継続	
その他	人材育成	検査・研究機関等と連携等を行い、技術の向上等を図る。	検査・研究機関(獣医系大学含む)等との連携の充実	通年	継続	
	普及啓発	各種媒体等を活用し、都民、行政専門職及び関係業界等への食肉衛生知識の普及啓発を図る。	衛生講習会の実施	15回/年	継続	
			検査所だよりの発行	3回/年	継続	
			事業者、消費者等からの食肉等に関する相談受付	通年	継続	
			ホームページの内容充実・点検・更新	1回/月	継続	
	食肉業界関係者への自主管理支援及び相談対応。	食肉衛生に関する相談受付、助言指導	通年	継続	業界からのニーズが高まっていることへの対応	

9 令和3年度事業予算及び決算

(単位：円)

区分	科目	令和3年度予算額	令和3年度決算額
歳 入	計	171,564,000	167,163,060
	衛生手数料	169,975,000	165,579,060
	証明閲覧	2,520,000	340,800
	食品衛生 (と畜検査手数料)	167,455,000	165,238,260
	国庫支出金※	1,584,000	1,584,000
	諸収入	5,000	0
歳 出	計	232,026,000	212,816,788
	食肉衛生検査	143,627,000	127,400,877
	建物維持管理	88,399,000	85,415,911

※ 牛海綿状脳症（BSE）検査キット整備

10 主な検査機器器具一覧

微生物検査	病理検査	理化学検査
<p>安全キャビネット クリーンベンチ ドラフトチャンバー UVロッカー 超低温フリーザー (-80℃) 薬用保冷庫、防爆冷蔵庫 冷凍庫 (-40℃) オートクレーブ 乾熱滅菌器 送風定温乾燥器 毒劇物耐震ラック クリーン恒温恒湿飼育装置 冷却遠心分離機 卓上遠心機 蒸留純水製造装置 デシケーター 恒温振とう培養器 プログラムふ卵器 炭酸ガス培養器 恒温水槽 細胞破砕機 自動核酸抽出器 リアルタイムPCRシステム DNAサーマルサイクラー 電気泳動装置 UVトランスイルミネーター 分光光度計 電子天秤 エアースンプラー 生物顕微鏡 位相差顕微鏡 実体顕微鏡 顕微鏡カラーテレビモニター装置 顕微鏡用デジタルカメラ 倒立型蛍光顕微鏡</p> <p>マグネチックスターラー マイクロプレート振とう器 マイクロプレートリーダー ストマッカー ヒートブロック 分注器 pHメーター 温度データロガー</p>	<p>解剖台 ドラフトチャンバー ふ卵器 恒温水槽 薬用保冷庫 毒劇物耐震ラック 医用写真撮影装置 顕微鏡用デジタルカメラ デジタルカメラ 生物顕微鏡 システム生物顕微鏡 蛍光顕微鏡 振とう装置 組織固定振とう器 自動固定包埋装置 パラフィンブロック作製装置 滑走式マイクロトーム 半自動回転式マイクロトーム クリオスタットマイクロトーム 凍結ブロック作成装置 標本ブロック加湿器 パラフィン伸展器 パラフィン伸展バス</p>	<p>ドラフトチャンバー 高速液体クロマトグラフタンデム質量分析装置 ガスクロマトグラフ質量分析装置 ゲル浸透クロマトグラフ 防爆冷凍冷蔵庫 送風定温乾燥器 低温器具乾燥器 超音波洗浄器 超音波ピペット洗浄器 毒劇物耐震ラック 冷却遠心分離機 蒸留純水製造装置 デシケーター 血液生化学自動分析システム 自動血球計数装置 電子天秤 自記温度計 ホモジナイザー ストマッカー 振とう器 ロータリーエバポレーター クーリングアスピレーター 有機溶媒回収装置 ヒートブロック 電気マッフル炉 マグネチックスターラー 窒素発生装置 分注器</p>
	<p>伝達性海綿状脳症検査</p> <p>安全キャビネット 電子天秤 細胞破砕機 バイオクリーン仕様高速冷却遠心機 冷凍冷蔵庫 オートクレーブ ヒーター式インキュベーター マイクロプレートリーダー マイクロプレートウォッシャー ヒートブロック 分注器 温度データロガー</p>	

第2章 事業の概要

第1節 検査事業

1 都内のと畜検査

(1) 検査頭数及び畜種別検査頭数

当所は、令和3年度末現在、区部1か所及び島しょ地区1か所のと畜場を所管しており、令和3年度の総検査頭数は、286,689頭であった。

畜種別にみると、牛（1歳未満のこ牛は除く。）は、検査頭数85,803頭であり、肉用種（和牛及び交雑種、以下同じ。）85,321頭、乳用種482頭であった。また、その他の畜種の検査頭数は、こ牛2頭、豚200,884頭であり、めん羊及び山羊のと畜実績はなかった。

(2) 検査結果に基づく処分頭数

全部廃棄、一部廃棄等の処分を行ったものは197,172頭で、検査頭数の68.8%（前年度73.1%）であった。

内訳は、「とさつ禁止」処分なし、「全部廃棄」処分208頭（牛87頭、豚121頭）、「一部廃棄」処分196,964頭（牛61,406頭、こ牛2頭、豚135,556頭）であった。

2 と畜場別のと畜検査

(1) 芝浦屠場

芝浦屠場における総検査頭数は286,689頭であり、1日当たりの平均検査頭数は、1,190頭（開場日数は241日）であった。

畜種別内訳は、牛85,803頭（1日当たりの平均と畜頭数は356.0頭）、豚200,884頭（1日当たりの平均検査頭数833.5頭）、こ牛2頭であった。馬、めん羊、山羊の実績はなかった。なお、牛の種別は肉用種85,321頭（構成比99.4%）、乳用種482頭（構成比0.6%）であった。

(2) 島しょ地区のと畜場

島しょ地区には、八丈町の1か所にと畜場が設置されている。と畜場では、島しょ保健所職員が、当所の兼務職員としてと畜検査に従事している（その他に、産業労働局職員1名にも兼務発令している。）。

島しょ全体の検査実績はなかった。

3 精密検査

(1) と畜検査に伴う精密検査

生体検査や解体後検査等において人獣共通感染症、全身性疾患等が疑われたものについては、微生物学的・病理学的・理化学的・分子生物学的及び生物学的手法による精密検査を行い、生体所見、内臓の肉眼所見と合わせて疾病等の判定を行っている。

令和3年度は817頭について検査を実施し、牛伝染性リンパ腫、豚丹毒、敗血症、尿毒症、黄疸等の疾病判定を行った。

(2) 食品及び食品取扱施設に係る検査

① と畜検査に伴う残留抗菌性物質検査

と畜検査において抗菌性物質の使用が疑われた場合は、と畜検査と平行してその残留の有無について検査を実施している。

令和3年度は、41頭（牛10頭、豚31頭）について抗菌性物質の残留検査を実施したが、基準値を超える残留抗菌性物質の検出はなかった。

② 健康畜等の残留有害物質検査

厚生労働省通知及び東京都食品衛生監視指導計画に基づき、残留有害物質のモニタリング検査を実施している。

令和3年度は、牛297頭、豚259頭を検査し、基準値を超える残留有害物質の検出はなかった。

③ 食肉処理業等の細菌検査

食肉市場内にある仲卸業者及び内臓肉取扱業者の食肉加工施設並びに飲食店の拭き取り検査を、夏期及び歳末一斉監視事業実施分を含めて92施設について実施した。検査は、一般細菌数、大腸菌群数等について行った。

④ 牛枝肉の腸管出血性大腸菌O157、O111、O103、O26検査

牛枝肉について、腸管出血性大腸菌O157、O111、O103、O26の検査を行った。

令和3年度は105頭（芝浦105頭）について検査を行い、O157、O111、O103、O26が検出されたものはなかった。

(3) 調査研究及び基礎調査

最新の情報と技術に立脚した効率的で精度の高いと畜検査を実施するため、調査研究を継続して行っている。

令和3年度は、と畜検査で遭遇した症例の検討、食肉中の抗生物質検出法の検討、効率的な生体検査の検討、より信頼性の高い精密検査手技を確立するための検討及び家畜における細菌や寄生虫の保有状況の調査等を実施した。

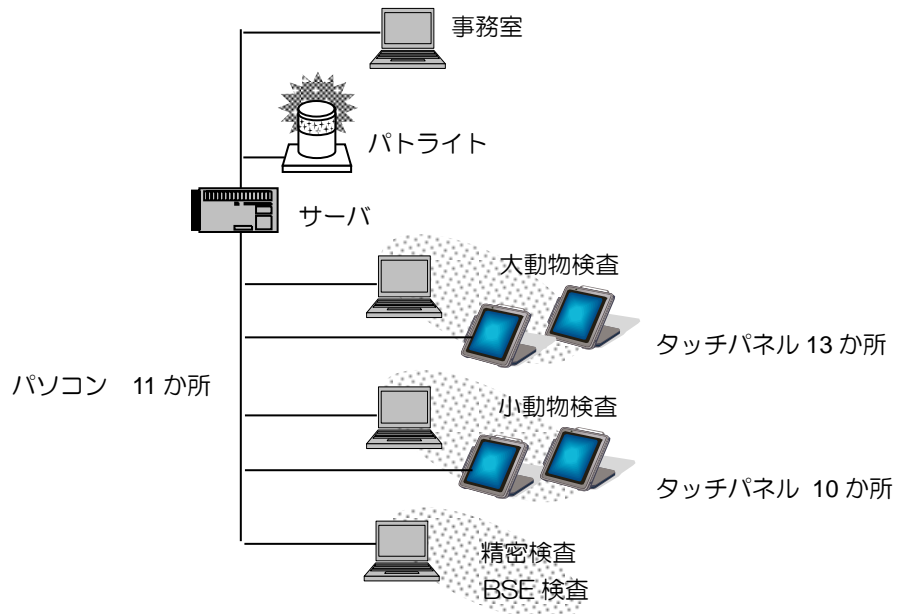
4 伝達性海綿状脳症検査

伝達性海綿状脳症検査実施要領に基づき、牛、めん羊及び山羊のスクリーニング検査を実施している。令和3年度は、牛62頭（芝浦62頭）について検査を実施した。検査の結果、陽性のものはなかった。なお、めん羊及び山羊の検査はなかった。

5 食肉衛生検査システム

当所では、危機管理体制の充実及び迅速かつ効果的なフィードバックを行うため、食肉衛生検査システムを開発し、導入した。開発にあたり、検査情報フィードバックシステム技術審査委員会を設け、仕様や業者選定のための技術評価等の審議を行った。

平成21年3月からシステムの試行を行い、4月から本格稼動した。



システム概要図

第2節 衛生指導

1 搬入枝肉の監視指導

食肉市場には、芝浦屠場以外のと畜場で処理された枝肉が搬入され、せり売り等が行われている。

平成3年度の入荷総数は、47,866.5頭であった。内訳は、牛枝肉45,534.0頭、こ牛枝肉124.5頭、馬枝肉2.0頭、豚枝肉2,206.0頭であった。

当所においては、これらの枝肉について食品衛生法に基づく監視を行い、監視の結果、疾病や取扱い等の不備が認められた枝肉については、関係者に対し注意指導等を行っている。

2 と畜場施設の監視指導

HACCPに基づく衛生管理事項に関して、と畜場法施行規則に対応した施設として外部検証を実施し、衛生管理計画の妥当性を確認し、計画の見直し等について指導、助言を実施している。

3 牛海綿状脳症（BSE）対策

すべての牛の個体管理を徹底し、24か月齢超でBSE検査が必要であると判断した牛について検査を実施している。検査結果が判明するまで、と畜場内で厳重に分離保管・管理するよう指導している。また、と畜処理にあたっては、特定部位による枝肉等の汚染がないように、適正な作業、器具・施設等の洗浄・消毒等について指導するとともに、特定部位が適切に除去・焼却されていることの確認を行っている。

また、平成25年7月から、BSEスクリーニング検査対象牛には専用の札を付けるとともに、病畜と室においてと畜することで分別管理を行っている。

4 市場施設の監視指導

食肉市場におけるせり場、冷蔵庫等について、施設内の温度管理、衛生管理、枝肉の取扱い等についてHACCPの考え方に基づいた監視指導を行っている。特に、せり場等における衛生的な枝肉の取扱いについて、入場者等に対して清潔な白衣等の着用、手洗い励行等の徹底を指導している。

5 食肉処理施設の監視指導

食肉市場内にある食品衛生法の許可施設である食肉処理業（仲卸業者・内臓肉取扱業者の食肉加工施設）に対し、HACCPに沿った衛生管理の定着に向けた監視指導を実施している。また、食品表示法に基づく表示についても監視指導を強化している。

6 食肉輸送車の監視指導

食肉市場に出入場する食肉輸送車に対し、車の衛生管理や食肉の取扱い、温度管理等について監視指導を実施している。

7 原皮貯蔵施設の監視指導

原皮は、加工工場に搬出されるまでの間、場内2か所の施設において整形・撒塩され、一時保管されている。これらの原皮貯蔵施設についても、化製場等に関する法令に基づき施設の衛生保持や原皮の取扱い等について監視指導を実施している。

8 動物質原料運搬車及び運搬容器の監視指導

食肉市場から搬出される食用に供さない肉、皮、内臓、骨等は、化製場その他の施設へ動物質原料として運搬されるが、その際に発生する臭気、汚水等による危害を未然に防止するために、都条例に基づき運搬車及び運搬容器について衛生指導を実施している。

9 一斉監視事業等

特に衛生的取扱い等に注意が必要な「夏期（6月から8月）」と、取扱量の多い「歳末（12月）」には、東京都における食品衛生一斉監視事業の一環として、全施設を対象にした集中的な衛生検査と監視指導を行い、食肉の安全確保に努めている。

また、毎秋に開催される「東京食肉市場まつり※」に際しても、事前に出店者に対して衛生講習会を実施し、開催期間中は、店舗の衛生的管理、食品の衛生的取扱い、適正表示等について、衛生監視を実施している。

※ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症まん延防止のため開催中止となった。

10 衛生講習会

当市場内におけると畜作業・食肉処理等の従事者の衛生意識を高めるために、随時、衛生講習会を実施している。HACCPに基づいた衛生管理について、令和3年度は27回※、653人に対して講習を実施した。また、当市場を利用している市場外の食品等取扱い者等に対しても、食肉衛生について衛生講習会を行っている。

さらに、と畜場・市場設置者である東京都中央卸売市場と情報交換を密にし、自主管理の推進を支援している。

※ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、多くは書面及び動画による開催となった。

令和3年度に実施した主な講習会

衛生講習会等名	講習会内容	受講者数	実施時期
市場関係者対象衛生講習会	食肉等の衛生管理・食中毒予防について	10	令和3年4月
市場関係者対象衛生講習会	食肉等の衛生管理・食中毒予防について	29	令和3年7月
内臓処理業者対象衛生講習会	食肉等の衛生管理・食中毒予防について	12	令和3年8月
市場関係者対象衛生講習会	食肉等の衛生管理・食中毒予防について	7	令和3年8月
市場関係者対象衛生講習会	食肉等の衛生管理・食中毒予防について	30	令和3年10月
市場関係者対象衛生講習会	食肉等の衛生管理・食中毒予防について	28	令和3年10月
市場関係者対象衛生講習会	食肉等の衛生管理・食中毒予防について	33	令和3年11月
市場関係者対象衛生講習会	食肉等の衛生管理・食中毒予防について	27	令和3年11月
市場関係者対象衛生講習会	食肉等の衛生管理・食中毒予防について	22	令和3年11月
市場関係者対象衛生講習会	食肉等の衛生管理・食中毒予防について	27	令和3年12月
市場関係者対象衛生講習会	食肉等の衛生管理・食中毒予防について	12	令和4年3月

第3節 その他の事業

1 職員の健康管理と労働災害防止

食肉衛生検査に携わる職員は、人獣共通感染症等の病原体に感染する危険性が高い。その予防対策として職員に対し、前掛け、マスク、ゴム手袋等を支給して予防に万全を期すとともに、一般健康診断のほか感染機会のあるトキソプラズマ症の抗体価検査や破傷風の予防接種を実施している。さらに、食品取扱施設における食中毒防止のため、当所職員を対象に検便を実施している。

また、「芝浦食肉衛生検査所安全衛生委員会」を開催し、職場環境の改善、保護具の整備等を行い、職員の危険の回避に努めるとともに、産業医に積極的に相談する等、健康危害の防止に努めている。

2 職員研修

食肉衛生検査技術を維持向上させるためには、検査機器等の整備だけでなく検査員の資質向上を図る必要がある。そのため、職場内研修の充実のほか、職場外研修・講習会・学会への積極的な参加に努め、また、報告会を開催する等、情報の収集及び共有化に努めている。

(1) 職場内研修

ア 新任・転入者研修（令和3年度）

月 日	内 容	担 当 者
4月1日	検査所事業概要説明、食肉市場内施設案内 食肉市場における統一ルール	業務担当
4月6日	所運営、危機管理対応、食肉市場における人権の 留意点	管理課長、検査課長
4月8日	家畜伝染病発生時対応 と場内事故防止対策及び事故発生時の対応	業務担当 チーム改善
4月9日	食肉市場におけるHACCP導入	ハサップ衛生指導担当
4月14日	と畜場法及び食品衛生法解説 食肉衛生検査システム及び管理規程	業務担当
4月15日	食肉市場におけるコンプライアンス	管理課長

イ 主な実務研修（令和3年度）

月 日	内 容	担 当
4月1日	検査技術（検体採材、生化学検査及び細菌検査）	精密検査担当
4月2日、13日、 6月18日	検査技術（細菌検査）	精密検査担当
4月5日	検査技術（検体採材及び病理検査）	精密検査担当
4月6日	検査技術（遺伝子検査及びBSE検査）	精密検査担当
4月7日、4月16日、 5月6日	バイオセーフティ講習会	精密検査担当
4月12日～13日	検査技術（寄生虫検査、残留抗菌性物質、HACCP 外部検証（微生物試験））	精密検査担当
4月13日～14日	検査技術（腸管出血性大腸菌 0157 等ふき取り 検査）	精密検査担当
4月20日～21日	検査技術（残留有害物質一斉分析検査）	精密検査担当
4月26日～27日	検査技術（残留抗菌性物質分別推定検査）	精密検査担当

4月27日～28日、 5月20日～21日、 8月31日、9月9日、 9月15日、1月12日、 2月28日	内部精度管理（理化学検査）	精密検査担当
5月7日	BSE スクリーニング検査研修	精密検査担当
5月13日	検査技術（残留農薬検査）	精密検査担当
5月17日	検査技術（生化学検査）	精密検査担当
5月18日	外部研修（FDSC 食品衛生精度管理セミナー）	精密検査担当
5月31日～6月4日、 10月28日	炭疽診断研修	精密検査担当
6月3日	GLP 講習会	精密検査担当
6月4日	高圧ガス研修	精密検査担当
6月16日	豚熱等家畜伝染病発生時の対応について	小動物検査担当
6月25日	炭疽等家畜伝染病発生時の対応について	小動物検査担当
6月10日、6月17日、 7月28日～30日、 9月29日～10月1日	検査技術（病理検査）	精密検査担当
7月14日	芝浦食肉衛生システムの概要及び注意事項	大動物検査担当
7月19日	理化学検査セミナー	精密検査担当
8月27日、1月21日	病理研修会	精密検査担当
9月1日～2日、 9月7日～9月8日	検査技術（精密検査）	精密検査担当
10月11日～13日	外部精度管理調査（理化学検査）	精密検査担当
10月21日～22日	寄生虫のレジン封入標本作成研修	大動物検査担当
10月18日～22日、 11月15日～18日	外部精度管理調査（細菌検査）	精密検査担当
1月13日～14日	外部研修（病理講習）	精密検査担当
1月28日	検査技術（寄生虫検査）	精密検査担当

ウ その他

- ・ 人権問題研修
- ・ コンプライアンス推進研修 ほか

(2) 主な職場外研修等（令和3年度）

月 日	研 修 名	人数
5月14日	健康安全研究センター専門職共通新任研修	5
6月3日	健康安全研究センターG L P講習会	2
6月4日	健康安全研究センターG L P講習会	2
6月29日～7月1日	健康安全研究センター獣医職研修（初級）	6
1月18日～19日	健康安全研究センター寄生虫研修	1
1月6日～7日	健康安全研究センター食品化学（残留物質）	1
10月12日～13日	健康安全研究センター食品衛生監視指導実務研修	2
10月22日	健康安全研究センターH A C C P研修	2
10月29日		3
11月22日	健康安全研究センター食品の適正表示推進者育成講習会	2
研修資料に基づき代替研修実施	健康安全研究センター衛生監視員研修（初級）＜食品衛生＞	3
11月30日	健康安全研究センター第1回食品技術講習会	8
1月6日～7日	健康安全研究センター技術研修	1
2月1日	健康安全研究センター輸入食品関係事業者衛生講習会	1
2月2日	健康安全研究センター専門職研修「法令実務」	3
2月7日	健康安全研究センター食品の適正表示推進者フォローアップ講習会	1
2月18日	健康安全研究センター食鳥検査関係技術講習会	6
2月22日	健康安全研究センター獣医職研修（中級）	24
3月8日	健康安全研究センター食品技術講習会	2
6月4日	市場衛生検査所高圧ガス保安講習会	1
3月9日	保健所報告会	1
6月7日～7月2日	国立保健医療科学院食肉衛生検査研修	1
11月16日	財務局東京都建築技術発表会（オンライン動画配信）	1

3 家畜伝染病防疫対策

と畜場内で炭疽等の家畜伝染病が発生した場合の迅速な措置は、公衆衛生上及び家畜伝染病防疫上、極めて重要であることから、家畜伝染病予防法に基づく疾病を発見した場合は、速やかに東京都家畜保健衛生所に届出を行っている。

また、家畜伝染病防疫対策の一環として開催される関係部局との会議のほか、都家畜保健衛生所等の関係機関と定期的な情報交換を行い、と畜場内における家畜伝染病防疫体制の強化に努めている。

令和3年度 家畜伝染病予防法に基づく届出頭数

疾 病	合 計	芝 浦	八 丈
牛伝染性リンパ腫	70	70	—
豚 丹 毒	8	8	—
合 計	78	78	—

さらに、炭疽については「東京都芝浦食肉衛生検査所炭疽対策実施要領」を定め、同疾病発生時の防疫措置等について明確化するとともに、発生時対応訓練を実施している。平成28年度に「芝浦食肉衛生検査所炭疽対策現場対応指針」を策定した。

4 普及啓発

食肉衛生についての正しい知識と理解を深めるために、衛生教育と普及啓発活動の充実を図っている。また、年間を通じて、各方面から実務研修、視察・見学等を受け入れている。

令和3年度 視察・見学・講習会等

所 属	合 計		芝 浦		八 丈	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
関係行政機関	22	381	22	381	—	—
大学等教育機関	—	—	—	—	—	—
その他（消費者等）	14	326	14	326	—	—
合 計	36	707	36	707	—	—

※ なお、令和3年度は新型コロナウイルス感染症まん延防止のため、積極的な視察・見学の受け入れは行わなかった。

5 と畜検査証明

食肉、原皮等の畜産物の輸出及び国内における医薬品原料としての販売に当たっては、と畜検査証明が必要とされることから、当所においても証明申請がある都度、随時証明を行っている。

令和3年度のと畜検査証明書発行件数は、852件であった。

6 食肉衛生証明

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づき、輸出先国の政府機関が定める適合施設の認定要件を満たした施設において食肉を輸出することができる。

当所管轄の施設においては、令和3年度までに、マカオ向け14件（牛肉）、タイ向け14件（牛肉）、ベトナム向け17件（牛肉及び内臓）及びミャンマー向け14件（牛肉）が適合施設の認定を受けている。

当所は、食肉衛生証明発行の申請を受け、輸出先国向けの輸出食肉の要件を満たし、輸出可能であると確認できたものについて食肉衛生証明書を発行する。

令和3年度 食肉衛生証明書件数・取扱量

年度	マカオ		タイ		ベトナム		ミャンマー		計	
	件数	取扱量 (kg)	件数	取扱量 (kg)	件数	取扱量 (kg)	件数	取扱量 (kg)	件数	取扱量 (kg)
平成31	142	27,161	150	53,266	49	25,598	4	1,761	345	107,787
令和2	42	8,444	204	63,166	55	26,518	12	4,762	313	102,890
令和3	177	33,500.6	222	60,532.0	56	26,092.5	3	883.4	458	121,009.1

7 生産者への検査結果のフィードバック事業

安全で衛生的な食肉を供給するためには、生産段階における「健康な家畜」の生産が極めて重要である。また、家畜の腸管出血性大腸菌O157やサルモネラ等の保菌や、家畜生産に伴って使用される抗菌性物質等の食肉への残留も重要な問題として消費者の関心が高い。

当所では、と畜検査結果を生産者等に積極的にフィードバックすることで、適正な飼養管理の推進に寄与している。

また、東京都産の牛・豚については、都家畜保健衛生所と連携したフィードバック事業を行っている。

令和3年度 検査情報フィードバック件数

	牛※		豚		馬		山羊		計	
	件数	頭数	件数	頭数	件数	頭数	件数	頭数	件数	頭数
芝浦	241	85,967	300	242,510	—	—	—	—	541	328,477
八丈	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	241	85,967	300	242,510	—	—	—	—	541	328,477

※ 牛には、こ牛も含む。

8 食品検査施設における検査等の業務管理（GLP）

「東京都の食品衛生検査施設等における検査等の業務管理要綱」に基づき、「東京都芝浦食肉衛生検査所検査等の業務管理要領」を定め、検査等の信頼性確保を行っている。

また、令和3年度も引き続き、食品衛生外部精度管理調査（実施機関：（一財）食品薬品安全センター）に参加し、検査精度の確保に努めている。

第3章 検査統計 (令和3年度実績)

第1節 と畜場法に基づく検査

1 年度別と畜検査頭数

年度	畜種	合計	牛		こ牛	馬	豚	めん羊	山羊	
			小計	肉用種						乳用種
平成	24	275,999	94,325	93,594	731	—	—	181,665	—	9
	25	322,202	97,031	96,378	653	—	—	225,161	—	10
	26	321,116	98,997	98,747	250	1	—	222,100	—	18
	27	303,059	93,275	93,185	90	3	—	209,778	—	3
	28	289,112	88,309	87,690	619	—	—	200,798	—	5
	29	276,798	88,462	88,062	400	—	—	188,333	—	3
	30	281,468	86,908	86,447	461	1	—	194,556	—	3
	31	279,110	86,157	85,719	438	—	—	192,948	—	5
令和	2	292,830	89,243	88,758	485	4	—	203,578	—	5
令和	3	286,689	85,803	85,321	482	2	—	200,884	—	—

2 と畜場別と畜検査頭数

と畜場	畜種	合計	牛		こ牛	馬	豚	めん羊	山羊	
			小計	肉用種						乳用種
合計		286,689	85,803	85,321	482	2	—	200,884	—	—
芝浦		286,689	85,803	85,321	482	2	—	200,884	—	—
八丈		—	—	—	—	—	—	—	—	—

3 と畜検査結果に基づく処分頭数

区分	畜種	合計	牛		こ牛	馬	豚	めん羊	山羊	
			小計	肉用種						乳用種
検査頭数		286,689	85,803	85,321	482	2	—	200,884	—	—
処分頭数		197,172	61,493	61,040	453	2	—	135,677	—	—
処分率(%)		68.8	71.7	71.5	94.0	100.0	—	67.5	—	—
とさつ止	合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	芝浦	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	八丈	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全部廃棄	合計	208	87	87	—	—	—	121	—	—
	芝浦	208	87	87	—	—	—	121	—	—
	八丈	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一部廃棄※	合計	196,964	61,406	60,953	453	2	—	135,556	—	—
	芝浦	196,964	61,406	60,953	453	2	—	135,556	—	—
	八丈	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 一部廃棄については、わずかであっても異常が認められ廃棄された部位があれば、1頭として計上

4 産地別と畜検査頭数

と畜場・畜種		合計	芝 浦				八 丈				
			牛		こ牛	豚	牛		こ牛	豚	山羊
			肉用種	乳用種			肉用種	乳用種			
出荷地											
合 計		286,689	85,321	482	2	200,884	—	—	—	—	—
北 海 道	北 海 道	16,995	10,782	9	2	6,202	—	—	—	—	—
東 北	青 森 県	4,390	3,608	—	—	782	—	—	—	—	—
	岩 手 県	37,176	5,373	2	—	31,801	—	—	—	—	—
	宮 城 県	11,677	6,131	—	—	5,546	—	—	—	—	—
	秋 田 県	15,111	171	—	—	14,940	—	—	—	—	—
	山 形 県	2,345	2,345	—	—	—	—	—	—	—	—
	福 島 県	19,463	7,842	—	—	11,621	—	—	—	—	—
関 東	茨 城 県	42,688	9,212	1	—	33,475	—	—	—	—	—
	栃 木 県	35,364	12,064	2	—	23,298	—	—	—	—	—
	群 馬 県	38,876	6,594	—	—	32,282	—	—	—	—	—
	埼 玉 県	10,520	2,450	—	—	8,070	—	—	—	—	—
	千 葉 県	31,758	2,586	—	—	29,172	—	—	—	—	—
	東 京 都	72	72	—	—	—	—	—	—	—	—
	神 奈 川 県	1,850	561	2	—	1,287	—	—	—	—	—
甲 信 越	新 潟 県	1,891	1,373	300	—	218	—	—	—	—	—
	富 山 県	456	52	—	—	404	—	—	—	—	—
	石 川 県	96	96	—	—	—	—	—	—	—	—
	福 井 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	山 梨 県	68	—	—	—	68	—	—	—	—	—
	長 野 県	607	438	—	—	169	—	—	—	—	—
東 海	岐 阜 県	4	4	—	—	—	—	—	—	—	—
	静 岡 県	969	685	166	—	118	—	—	—	—	—
	愛 知 県	13	13	—	—	—	—	—	—	—	—
	三 重 県	3,818	3,818	—	—	—	—	—	—	—	—
近 畿	滋 賀 県	356	356	—	—	—	—	—	—	—	—
	京 都 府	14	14	—	—	—	—	—	—	—	—
	大 阪 府	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	兵 庫 県	6	6	—	—	—	—	—	—	—	—
	奈 良 県	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—
中 国	和 歌 山 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鳥 取 県	1,034	1,034	—	—	—	—	—	—	—	—
	島 根 県	1,788	1,788	—	—	—	—	—	—	—	—
	岡 山 県	249	249	—	—	—	—	—	—	—	—
	広 島 県	1,546	205	—	—	1,341	—	—	—	—	—
四 国	山 口 県	531	531	—	—	—	—	—	—	—	—
	徳 島 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	香 川 県	7	7	—	—	—	—	—	—	—	—
	愛 媛 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
九 州	高 知 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	福 岡 県	75	75	—	—	—	—	—	—	—	—
	佐 賀 県	640	640	—	—	—	—	—	—	—	—
	長 崎 県	3	3	—	—	—	—	—	—	—	—
	熊 本 県	104	104	—	—	—	—	—	—	—	—
	大 分 県	61	61	—	—	—	—	—	—	—	—
	宮 崎 県	1,445	1,445	—	—	—	—	—	—	—	—
鹿 児 島 県	2,610	2,520	—	—	90	—	—	—	—	—	
沖 縄	沖 縄 県	12	12	—	—	—	—	—	—	—	

8 と畜場法に基づく精密検査頭数

(芝浦分)

	検査頭数	疾病決定 頭数	総検査数	検査内訳				
				生物学的 検査※ ¹	微生物学的 検査	病理学的 検査	理化学的 検査	分子生物学的 検査※ ²
合計	817	115	43,042	2,061	2,633	36,236	592	1,520
豚丹毒	76	8	1,540	—	1,540	—	—	—
サルモネラ症	—	—	—	—	—	—	—	—
萎縮性鼻炎	—	—	—	—	—	—	—	—
トキソプラズマ症	—	—	—	—	—	—	—	—
豚赤痢	—	—	—	—	—	—	—	—
敗血症	41	18	1,105	12	1,093	—	—	—
黄疸	24	3	168	—	—	—	168	—
尿毒症	38	13	228	—	—	—	228	—
全身性腫瘍	79	2	18,644	553	—	18,091	—	—
牛伝染性リンパ腫	76	70	19,652	532	—	17,404	196	1,520
白血病	2	1	724	4	—	720	—	—
非定型抗酸菌症	—	—	—	—	—	—	—	—
好酸球性筋炎	—	—	—	—	—	—	—	—
旋毛虫病	480	—	960	960	—	—	—	—
中毒	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	1	—	21	—	—	21	—	—

※1 生物学的検査：血液塗抹、血球数測定、寄生虫検査等

※2 分子生物学的検査：PCR等

9 牛海綿状脳症（BSE）検査頭数

		計	芝 浦	八 丈
スクリーニング 検 査 頭 数	計	62	62	—
	陰性頭数	62	62	—
	陽性頭数	—	—	—
確 認 検 査 頭 数	計	—	—	—
	陰性頭数	—	—	—
	陽性頭数	—	—	—

10 牛海綿状脳症（BSE）月齢別検査頭数

	検査頭数	24か月齢以上 30か月齢以下		30か月齢超	
		頭数	割合(%)	頭数	割合(%)
芝 浦	62	45	72.6	17	27.4
八 丈	—	—	—	—	—
計	62	45	72.6	17	27.4

11 めん羊・山羊の伝達性海綿状脳症（TSE）検査頭数

		計	八丈	
			めん羊	山羊
スクリーニング 検 査 頭 数	計	—	—	—
	陰性頭数	—	—	—
	陽性頭数	—	—	—

第2節 食品衛生法等に基づく監視と検査

1 搬入枝肉監視状況

項目	畜種	合計	牛				計	こ牛	馬	豚	
			和牛	交雑	乳用	輸入					
検査頭数		47,866.5	18,506.5	13,850.5	13,177.0	—	45,534.0	124.5	2.0	2,206.0	
不良枝肉頭数		23.0	4.0	0.5	16.5	—	21.0	—	—	2.0	
行政処分件数		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
措置 内 訳	販売禁止	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他の措置件数		39.0	7.0	1.0	23.0	—	31.0	1	—	7.0	
措置 内 訳	注意指導	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	口頭注意	37.0	6.0	1.0	22.0	—	29.0	1	—	7.0	
	任意廃棄	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	その他(上場停止等)	2.0	1.0	—	1.0	—	2.0	—	—	—	
措置 理 由	疾 病 等	筋膿瘍	1.0	—	—	—	—	—	—	—	1.0
		筋炎	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		骨折	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		関節炎	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		骨膿瘍	1.0	—	—	—	—	—	—	—	1.0
		水腫	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(頭 数 い 不 適 等)	取 扱 い 不 適 等	温度不適	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		取扱い不良	21.0	1.5	0.5	14.0	—	16.0	—	—	5.0
		放血不良	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		鮮度不良	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		検印不鮮明*	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		無検印	1.5	0.5	—	1.0	—	1.5	—	—	—
		残毛	4.5	2.0	—	1.5	—	3.5	1.0	—	—
		その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 上場停止としたものを含む

2 食品及び食品取扱施設の検査

(1) と畜検査に伴う残留抗菌性物質検査

	検査頭数	陽性頭数
合計	41	—
牛	10	—
豚	31	—

(2) 健康畜等の残留有害物質検査

	動物用医薬品等						農薬		
	抗菌性物質			駆虫薬及びその他の薬剤			検査頭数	検体数	陽性数
	検査頭数	検体数	陽性数	検査頭数	検体数	陽性数			
合計	556	992	—	72	72	—	18	18	—
牛	297	531	—	36	36	—	12	12	—
豚	259	461	—	36	36	—	6	6	—

- ※ 検査対象抗菌性物質は、抗生物質（アミノグリコシド系、テトラサイクリン系、マクロライド系、ペニシリン系）及び合成抗菌剤の24剤とした。
 検査対象駆虫薬は、ベンズイミダゾール系駆虫薬等7剤とした。
 その他に、ホルモン剤、殺鼠剤等9剤を検査対象薬剤とした。
 検査対象農薬は、アルドリン及びディルドリン、エンドリン、γ-BHC、ヘキサクロロベンゼン、DDT（op'-DDT、pp'-DDT、pp'-DDD、pp'-DDE）並びにヘプタクロル（ヘプタクロルエポキシドを含む。）とした。
- ※ 駆虫薬及びその他の薬剤の検査に使用した検体は、抗菌性物質の検査に使用した検体と同一の獣畜を含む。

(3) 食肉処理業等の細菌検査

	検査施設数	検体数	延べ検査件数	一般細菌	大腸菌群	大腸菌	サルモネラ	不良施設	措置
合計	92	463	1,818	462	452	452	452	—	—
食肉処理業	25	204	816	204	204	204	204	—	—
飲食店営業	1	5	20	5	5	5	5	—	—
内臓取扱業者	62	214	852	213	213	213	213	—	—
その他※	4	40	130	40	30	30	30	—	—

※ 製氷機、ウォータークーラー、その他場内施設の合計

(4) 牛枝肉の腸管出血性大腸菌O157、O111、O103、O26検査

	検査頭数	検出頭数
合計	105	—
芝浦	105	—
八丈	—	—

3 監視件数

	芝 浦			八 丈		
	対象施設数	監視件数	指導件数	対象施設数	監視件数	指導件数
合 計	…	18,041	66	5	0	—
食 肉 処 理 業	35	7,386	52	—	—	—
食 肉 販 売 業	5	100	3	—	—	—
食 料 品 等 販 売 業	2	87	4	—	—	—
食 品 の 冷 蔵 業	—	—	—	—	—	—
飲 食 店 営 業	1	97	2	—	—	—
喫 茶 店 営 業 (自 販 機)	9	274	—	—	—	—
乳 類 販 売 業	1	72	—	—	—	—
食 肉 輸 送 車	…	248	3	—	—	—
せ り 場 及 び 冷 蔵 庫	6	1,483	2	—	—	—
冷 蔵 庫 を 除 く と 畜 場 施 設	22	6,596	7	5	—	—
原 皮 貯 蔵 施 設	2	484	—	—	—	—
動 物 質 原 料 運 搬 容 器 ・ 車 両	…	1,214	—	—	—	—
市 場 ま つ り に お け る 営 業 許 可 等	—	—	—	—	—	—

※ 対象施設数は令和3年度末の数、…は不定数

4 一斉監視事業(夏期及び歳末)

(1) 施設等監視状況

	夏 期			歳 末		
	監視延べ 件 数	不適延べ 件 数	措 置 (注意指導)	監視延べ 件 数	不適延べ 件 数	措 置 (注意指導)
合 計	2,135	19	49	734	24	44
食 肉 処 理 業	1,890	19	49	658	24	44
飲 食 店 営 業	27	—	—	4	—	—
食 肉 輸 送 車	52	—	—	26	—	—
そ の 他 の 営 業	166	—	—	46	—	—

(2) 表示検査

	夏 期			歳 末		
	総検査品目数	違反品目数	違反件数	総検査品目数	違反品目数	違反件数
食 肉	3,421	4	4	2,086	4	4

(3) 現場簡易検査

実施軒数	夏 期			実施軒数	歳 末		
	検査件数合計	細菌検査	化学検査		検査件数合計	細菌検査	化学検査
93	2,498	1,891	607	1	56	36	20

第3節 調査研究及び基礎調査実施状況

	調査件数	総検査数	検査内訳					
			生物学的検査※1	微生物学的検査	病理学的検査	理化学的検査	分子生物学的検査※2	
調査研究	<i>S. suis</i> 分離調査	30	180	—	180	—	—	—
	牛伝染性リンパ腫ウイルス抗体保有状況調査	356	1,468	1,000	—	—	468	—
	豚糞便中の <i>E. albertii</i> 保有状況調査	122	488	—	488	—	—	—
	HACCP外部検証	299	598	—	598	—	—	—
	カラーアトラスの追補	4	40	—	—	40	—	—
	LC/MS/MSによる抗生物質試験法の妥当性評価	105	4,400	—	—	—	4,400	—
基礎調査	牛枝肉等の細菌学的汚染調査	381	1,047	—	1,047	—	—	—
	豚枝肉等の細菌学的汚染調査	123	246	—	246	—	—	—
合計		1,420	8,467	1,000	2,559	40	4,868	—

※1 生物学的検査 : 血液塗抹、血球数測定、寄生虫検査等

※2 分子生物学的検査 : PCR等

第4章 調査研究の概要

1 第 32 回芝浦食肉衛生検査所調査研究発表会演題一覧

開催日時 令和 4 年 3 月 11 日（金曜日）午後 2 時 30 分から

開催場所 食肉市場センタービル 9 階 芝浦食肉衛生検査所衛生指導室

（1）口頭発表

- | | | |
|--|-------|---------|
| ① 豚の扁桃における <i>Streptococcus suis</i> の保有状況調査 | 坂井 勇太 | 小動物検査担当 |
| ② 東洋医学の考えに基づく牛伝染性リンパ腫の病態の分類
（第二報） | 岩本 陸 | 大動物検査担当 |
| ③ 芝浦と場に搬入された牛の牛伝染性リンパ腫ウイルス抗体保有
状況調査及び血球数の比較 | 三浦 歩巳 | 大動物検査担当 |

※ 視聴は Skype による WEB 開催（所内職員のみ）とした。

（2）誌上発表

- | | | |
|--|--------|---------|
| ④ 牛の腹腔内寄生線虫類の寄生状況 | 岡島 淳悟 | 大動物検査担当 |
| ⑤ サーモグラフィカメラ撮影マニュアルの作成 | 一川 仁美 | 小動物検査担当 |
| ⑥ 豚糞便中の <i>Escherichia albertii</i> 保有状況調査について | 岩本 百合子 | 精密検査担当 |
| ⑦ LC - MS/MS による、アンピシリン、ベンジルペニシリン及び
テトラサイクリン系抗生物質試験法(牛筋肉)の妥当性評価に
ついて | 松村 藍 | 精密検査担当 |

2 過去3年間芝浦食肉衛生検査所調査研究発表会演題一覧

(1) 第31回発表会

ア 口頭発表

- ① 豚におけるサーモグラフィーによる体温測定法の検討
- ② 肺凍結切片におけるアーチファクト低減手法の検討
- ③ 非接触型温度計を用いた暑熱環境下における体温異常牛抽出手法の検討
- ④ 東洋医学の考えに基づく牛伝染性リンパ腫の病態の検討

イ 誌上発表

- ⑤ 2019～2020年における牛の眼虫類の寄生状況
- ⑥ HACCP導入に向けた作業マニュアルの改定について
- ⑦ 豚における*Streptococcus suis*の保有状況調査とMLST法による疫学的検討
- ⑧ 牛の腫瘍病変についての症例検討
- ⑨ 改変系統推定スクリーニング法の検証
- ⑩ LC/MS/MSによるABPC、PCG及びTCs抗生物質試験法(豚腎臓及び肝臓)の妥当性評価について
- ⑪ HACCP外部検証としての切除法を用いた微生物試験の実施にむけて(効率的な実施のための手技及び器具等の検討と基礎データの集積)

(2) 第30回発表会

ア 口頭発表

- ① と畜施設における効果的な清掃方法の検討～高圧洗浄機を使用しない清掃方法の検討～
- ② 牛の腎臓周囲腫瘍
- ③ 分別推定法の改良及びその精度確認について(継続)
- ④ 残留抗生物質検査に用いる芽胞液保存方法の検討(継続)
- ⑤ 動物福祉の考えに則した牛生体検査の実施
- ⑥ 近年における牛の眼虫類寄生虫の寄生状況
- ⑦ 牛小腸における平滑筋欠損症の病理組織学的解析
- ⑧ 超音波画像診断装置のと畜検査への応用の可能性について

イ 誌上発表

- ⑨ バフィーコート塗抹標本のと畜検査への活用方法検討について(継続)
- ⑩ 豚の動物用医薬品の使用状況について
- ⑪ アクションカードを取り入れた家畜伝染病発生時机上訓練の実施
- ⑫ CSF摘発のための赤外線サーモグラフィの導入
- ⑬ 肉眼像同一組織切片を活用したと畜検査参考資料の作成～肝包膜炎～

(3) 第29回発表会

ア 口頭発表

- ① と畜施設における効果的な清掃方法の検討～泡洗浄機を活用した清掃手順の改善～

- ② 芝浦と場における内臓処理工程についての映像資料の作成
- ③ アニマルウェルフェアの考えに則した豚生体検査実施への取り組み
～ハンドリング補助器具の開発と活用～
- ④ 牛の全身性腫瘍2症例
- ⑤ 牛の体表における腸管出血性大腸菌の保有状況調査（第二報）
- ⑥ 動画を用いた普及啓発方法の検討と実践
- ⑦ 分別推定法の改良及びその精度確認について
- ⑧ 肉眼像同一組織切片の作製について

イ 誌上発表

- ⑨ と畜施設における効果的な清掃方法の検討～泡洗浄の試験導入について～
- ⑩ 加熱凝固した牛脱繊維血に対する洗浄剤の洗浄効果について
～泡状アルカリ性及び中性洗浄剤の比較検討実験～
- ⑪ と畜検査における胃腸病変の肉眼所見についての検討
- ⑫ 牛及び豚のリンパ節スタンプチャートの活用
- ⑬ 残留抗生物質検査に用いる芽胞液保存方法の検討
- ⑭ Multiplex PCR法を用いた豚及び牛の疣贅性心内膜炎原因菌の迅速同定法の検討
- ⑮ 簡易かつ染色性良好な鍍銀染色法の開発
- ⑯ バフィーコート塗抹標本のと畜検査への活用方法検討について
- ⑰ 牛・豚の白血病症例

付 表

1 過去10年間における学会及び誌上発表一覧表(当所の調査研究発表会を除く)

年	発表誌又は学会名	題 名
2012	平成24年度東京都食品衛生監視員協議会研究発表会	・肥育牛における腸管出血性大腸菌の保有状況と性状
	平成24年度東京都公衆衛生獣医師協議会調査研究発表会	・成牛、肥育豚、発育不良豚における <i>Campylobacter jejuni/coli</i> 保有状況調査
	肉牛ジャーナル 平成24年8月号(肉牛新報社)	・食肉衛生検査所における牛白血病の発生状況
	第154回日本獣医学会学術集会	・ベッカー型筋ジストロフィー様筋症の豚の一例
		・膵膵Eurytremapancreaticumと小型膵膵E. coelomaricumの遺伝学のおよび形態学的鑑別の検討
	月刊 食と健康 9月号(社団法人日本食品衛生協会)	・豚肉の生食は危険です
	第52回全国食品衛生監視員協議会 関東ブロック研修大会	・肥育牛における腸管出血性大腸菌の保有状況と性状
	平成24年度関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会業績発表会	・地方病型牛白血病(EBL)発症牛及び非発症牛の検査結果に関する検討
		・「ニッピブルBSE」の検査結果に影響を与える因子についての検討
第32回全国食肉衛生検査所協議会 微生物部会研修会	・牛の肝臓及び胆汁におけるカンピロバクターの保有状況調査	
	・抗酸菌の検査法の検討について	
Neuromuscular Disorders	・Becker muscular dystrophy like myopathy of pig : a case report and its detection method	
2013	平成25年度東京都食品衛生監視員協議会研究発表会	・牛におけるSarcocystisの寄生状況調査
	平成25年度東京都公衆衛生獣医師協議会調査研究発表会	・肥育牛におけるトキソプラズマ抗体保有状況
		・豚におけるカンピロバクター属菌の汚染実態調査
	平成25年度全国食品衛生監視員協議会第53回関東ブロック研修大会	・牛におけるSarcocystisの寄生状況調査
	平成25年度関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会業績発表会	・牛肝臓の増殖性好酸球性小葉間静脈炎の発生状況と病理学的検索
		・芝浦と場に搬入された牛の牛白血病ウイルス抗体保有状況調査
	平成25年度全国食肉衛生検査所協議会微生物部会研修会	・牛および豚由来カンピロバクター属菌の薬剤感受性試験について
平成25年度全国公衆衛生獣医師協議会調査研究発表会	・豚におけるカンピロバクター属菌の汚染実態調査	
平成25年度全国食品衛生監視員研修会	・牛におけるSarcocystisの寄生状況調査	
2014	平成26年度東京都食品衛生監視員協議会研究発表会	・豚の糞便中における食中毒起因菌保有状況調査
	平成26年度東京都公衆衛生獣医師協議会調査研究発表会	・近年の牛肝膵症の発生状況及び鋳型標本を用いた牛の胆管構造の調査について
		・牛におけるSarcocystisの寄生状況及び性状調査
	平成26年度全国食品衛生監視員協議会第54回関東ブロック研修大会	・豚の糞便中における食中毒起因菌保有状況調査
	平成26年度全国公衆衛生獣医師協議会調査研究発表会	・牛におけるSarcocystisの寄生状況及び性状調査
	平成26年度関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会業績発表会	・肥育豚におけるトキソプラズマ抗体保有状況調査について
		・肥育牛における牛白血病ウイルスの抗体保有状況及び牛白血病に関する生産者意識調査
第34回全国食肉衛生検査所協議会微生物部会研修会	・都立芝浦と場における豚丹毒の発生状況および分離菌株の性状について	
平成26年度食肉衛生発表会	・肥育牛における牛白血病ウイルスの抗体保有状況及び牛白血病に関する生産者意識調査	
2015	平成27年度東京都公衆衛生獣医師協議会調査研究発表会	・芝浦と場に搬入された牛の牛白血病ウイルス抗体保有状況
		・牛及び豚におけるトキソプラズマ抗体保有状況調査
	平成27年度関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会業績発表会	・牛の悪性顆粒膜細胞腫について
		・牛の糞便における腸管出血性大腸菌の保有状況と分離菌株の性状
		・シリコンを用いた牛肝臓の門脈及び胆管鋳型標本の作製
	平成27年度全国公衆衛生獣医師協議会調査研究発表会	・牛及び豚におけるトキソプラズマ抗体保有状況調査
	平成27年度全国食肉衛生検査所協議会微生物部会研修会	・豚の糞便中における食中毒起因菌保有状況調査
月刊 養豚界平成27年10月号(緑書房)	・と畜検査データ、チェックしていますか?	
月刊 食と健康平成27年11月号(公益社団法人日本食品衛生協会)	・食肉の適切な取扱い -安全な肉料理を提供するために-	
獣医公衆衛生研究vol118-2(2016.3)(全国公衆衛生獣医師協議会)	・と畜検査員として	
2016	平成28年度東京都食品衛生監視員協議会研究発表会	・牛の糞便における腸管出血性大腸菌の保有状況調査の活用～と畜場におけるHACCP導入支援～
	平成28年度東京都公衆衛生獣医師協議会調査研究発表会	・牛における肝膿瘍の分布と肝内門脈構造の関係
		・豚肺病変の診断技術の向上に向けた取り組みについて
	平成28年度関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会業績発表会	・都立芝浦と場における牛白血病疫学的調査
第12回東京都福祉保健医療学会(平成28年度)	・寄生虫の透明樹脂標本作製法の開発～安全・簡易に使える教材で、検査技術の継承～	

年	発表誌又は学会名	題 名
2017	平成29年度東京都食品衛生監視員協議会研究発表会	・と畜場における人獣共通感染症発生時の危機管理体制の強化 ～炭疽発生時対応訓練の実施について～
	平成29年度東京都公衆衛生獣医師協議会調査研究発表会	・牛のT細胞性リンパ腫の2症例
	平成29年度関東甲信越食品衛生監視員協議会研究発表会	・牛及び豚から分離した腸管出血性大腸菌の薬剤感受性
	平成29年度関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会業績発表会	・と畜場における人獣共通感染症発生時の危機管理体制の強化 ～炭疽発生時対応訓練の実施について～
	第13回東京都福祉保健医療学会(平成29年度)	・肺への異所寄生が認められた牛肝蛭症の1例
	平成29年度食肉及び食鳥肉衛生研究発表会	・炭疽検査研修における実験動物不使用への取組
2018	平成30年度東京都食品衛生監視員協議会研究発表会	・と畜場における人獣共通感染症に対する危機管理体制の強化 ～炭疽対策現場対応指針の作成と実地訓練の実施～
	平成30年度東京都公衆衛生獣医師協議会調査研究発表会	・ヒヤリ・ハットMAPの作成
	平成30年度全国食監協第58回関東ブロック研修会	・炭疽検査研修における実験動物不使用への取組
	平成30年度食品衛生監視員研修会	・食肉衛生に関する普及啓発資材の拡充及び活用
	平成30年度全国公衆衛生獣医師協議会調査研究発表会	・牛白血病疑いで保留となった症例の免疫組織化学染色
	平成30年度関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会	・熱水噴射処理による牛肝臓内脈管走行可視化標本の作製
	平成30年度食肉及び食鳥肉衛生技術研修・研究発表会	・食肉衛生に関する普及啓発資材の拡充及び活用
	平成30年度理化学部会総会・研修会	・食肉衛生に関する普及啓発資材の拡充及び活用
2019	平成31年度東京都公衆衛生獣医師協議会調査研究発表会	・牛白血病疑いで保留となった症例の免疫組織化学染色
	令和元年度 東京都福祉保健医療学会	・残留抗生物質検査に用いる試験菌液の保存法に関する検討
	令和元年度関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会業績発表会	・LC/MS/MSによるアンピシリン、ベンジルペニシリン及びテトラサイクリン系抗生物質試験法の検討について
	第37回全国食肉衛生検査所協議会理化学部会研修会・調査研究発表会	・残留抗生物質検査に用いる芽胞形成培地の検討
	令和元年度食肉及び食鳥肉衛生研究発表会	・LC/MS/MSによるアンピシリン、ベンジルペニシリン及びテトラサイクリン系抗生物質試験法の検討について
	月刊 食と健康 令和2年6月号(公益社団法人日本食品衛生協会)	・バフィーコート塗抹標本のと畜検査への活用方法検討について
2020	東京都獣医師会 東獣ジャーナル令和2年7月号(Vol. 596 JULY, 2020)	・牛の体表における腸管出血性大腸菌の保有状況調査
	令和2年度関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会業績発表会	・簡易かつ染色性良好な鍍銀染色法の開発
	獣医寄生虫学会誌 Japanese Journal of Veterinary Parasitology Vol. 19 No. 2	・肉眼像同一組織切片の作製及びその活用について
	令和2年度食肉及び食鳥肉衛生研究発表会	・分別推定法の改良及びその精度確認について
2021	令和3年度東京都公衆衛生獣医師協議会調査研究発表会	・肉眼像同一組織切片の作製及びその活用について
	令和3年度関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会業績発表会	・「肉類による食中毒とその予防対策を知ろう」
	令和3年度東京都公衆衛生獣医師協議会調査研究発表会	・狂犬病発生時における東京都の対応について
2021	令和3年度関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会業績発表会	・牛小腸における平滑筋欠損症の病理組織学的解析
	令和3年度東京都公衆衛生獣医師協議会調査研究発表会	・都内のと畜場における肉用牛の眼虫類寄生状況(2019～2020)
2021	令和3年度関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会業績発表会	・牛小腸における平滑筋欠損症の病理組織学的解析
	令和3年度東京都公衆衛生獣医師協議会調査研究発表会	・非接触型温度計を用いた暑熱環境下における体温異常牛抽出手法の検討
2021	令和3年度関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会業績発表会	・肺凍結切片におけるアーチファクト低減手法の検討
	令和3年度東京都公衆衛生獣医師協議会調査研究発表会	

2 東京都と畜検査手数料

(令和4年4月現在) (単位:円)

畜種	牛	馬	こ牛	豚	めん羊	山羊
検査手数料	1,200	1,200	310	310	240	240

※ 東京都福祉保健局関係手数料条例による

3 と畜場別・使用料・解体料一覧表

(令和4年4月現在) (単位:円)

と畜場番号	1	14
名称	都立芝浦屠場	八丈町と畜場
区分	一般	一般
所在地	港区港南 2-7-19	八丈町大賀郷 5626-90
設置者名	東京都	八丈町
設立年月日	昭和11年6月18日	昭和50年10月8日
電話	03 5479-0651	04996 2-1121 (八丈町役場)
牛	12,343	4,960
馬	12,343	4,960
こ牛	2,468	1,830
こ馬	5,924	—
豚	枝肉重量100kg 未満 1,234	2,160
	枝肉重量100kg 以上 1,728	
めん羊・山羊	—	1,830
認可年月日	平成26年3月28日	平成26年3月28日

4 と畜場の構造設備一覧表

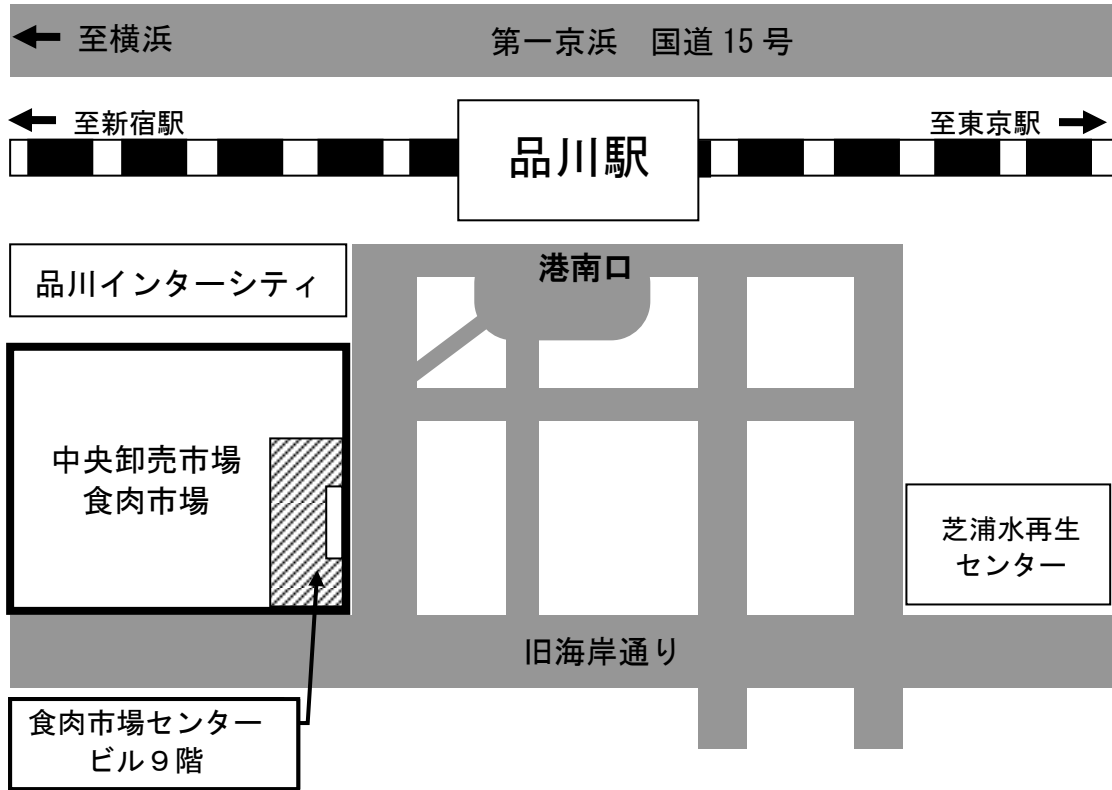
(令和4年4月現在)

名称	施設	芝 浦	八 丈
敷 地 (m ²)		64,108	1,149
け い 留 所 (m ²)	大 小	3,773 1,760	157
大動物生体検査所 (m ²)		3,773	—
小動物生体検査所 (m ²)		1,760	—
大 動 物 と 室 (m ²)		2,746	} 248
小 動 物 と 室 (m ²)		2,162	
内 臓 処 理 室 (m ²)	大 小	1,335 1,009	36
外 皮 取 扱 所 (m ²)	大 小	54 78	—
病 畜 と 室 (m ²)	大 小	140 122	—
隔 離 所 (m ²)		71	3
検 査 室 (m ²)		160	90
懸 肉 取 引 室 (m ²)	大 小	357 986	と室兼用
冷 蔵 庫 (m ²)		7,725	—
急 速 冷 却 室 (m ²)		1,039	—
1 日 処 理 能 力 (頭)	大 小	475 1,710	大 2 小 10
汚 水 処 理		活性汚泥法	簡易浄化
生 体 洗 浄 設 備		有	—
と 畜 方 法	大 打撃 (と畜銃) 小 CO ₂ ガス		大 打撃 (と畜銃) 小 電撃
加 圧 式 洗 浄 機		と室 66台	1台
蒸 気 供 給 設 備		大小動物棟	—
温 水 供 給 設 備		大小動物棟	処理室
空 調 設 備		と室・内臓処理室	内臓処理室
使 用 水 の 種 類		{ 水道水 再生水	水道水
汚 物 処 理		委託	埋却 焼却

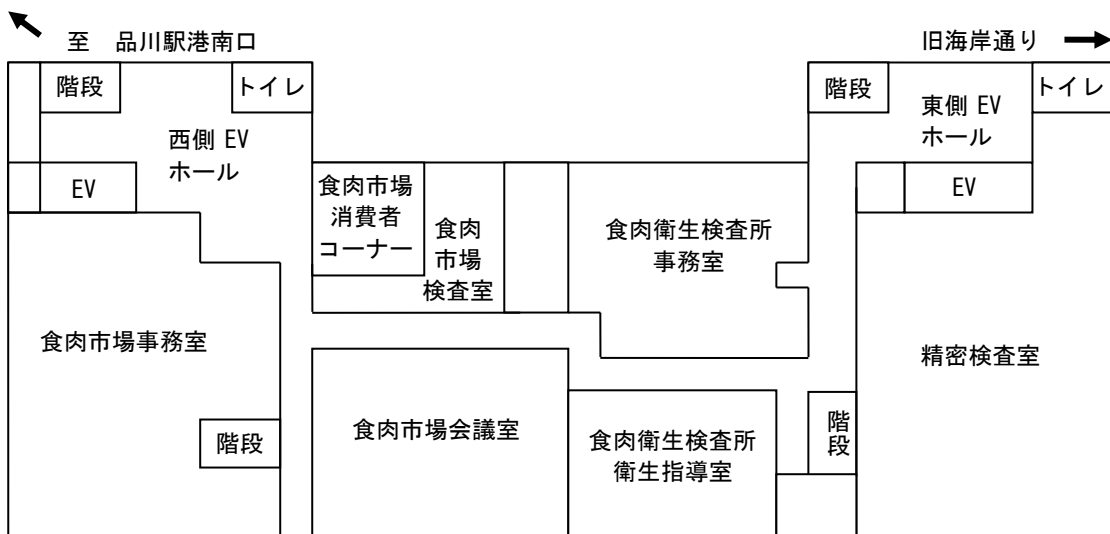
5 芝浦食肉衛生検査所案内図

〒108-0075 東京都港区港南二丁目7番19号 食肉市場センタービル9階
 電話 03(3472)5175 FAX 03(3450)6745

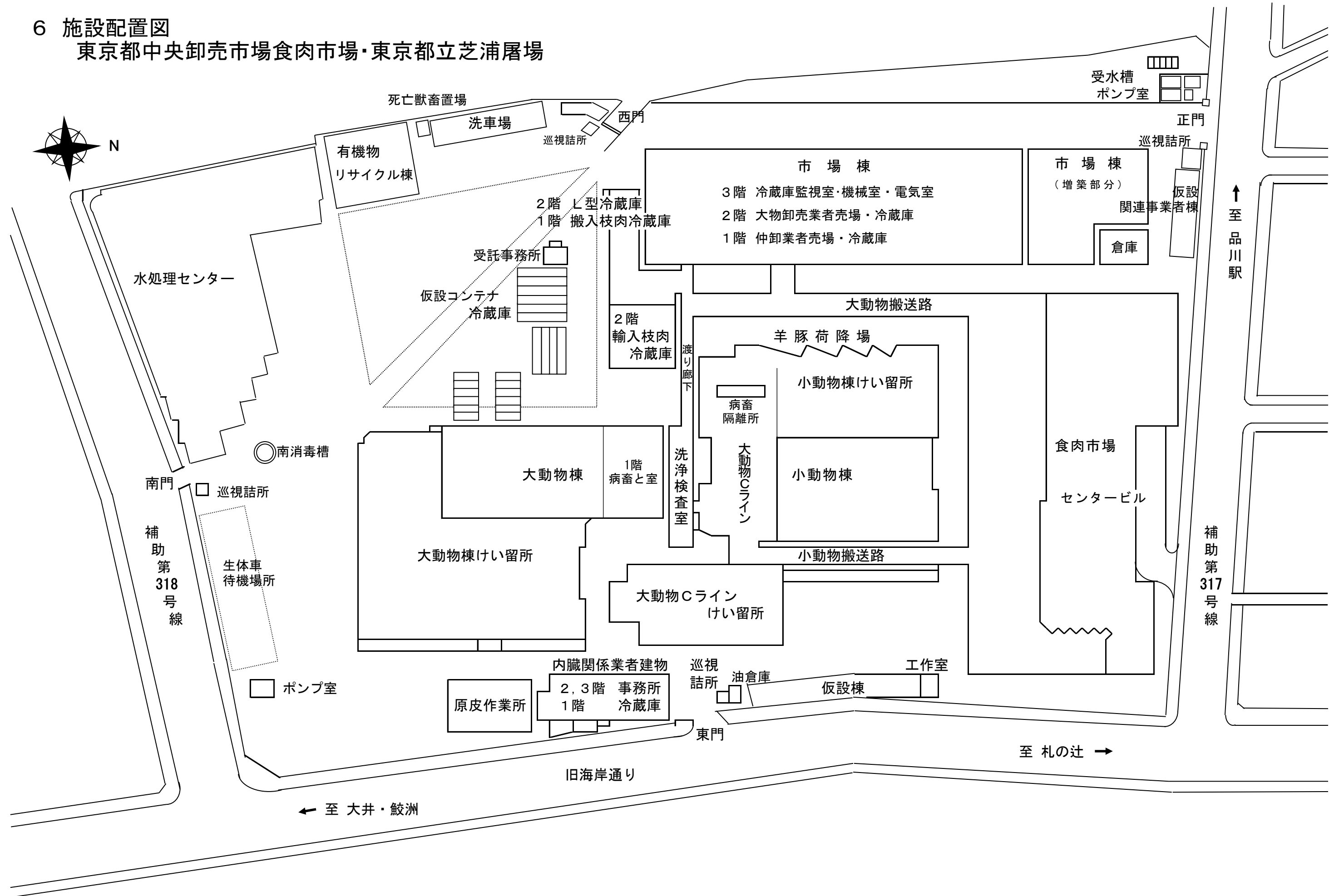
J R 品川駅港南口 徒歩5分



中央卸売市場食肉市場センタービル 9階



6 施設配置図
東京都中央卸売市場食肉市場・東京都立芝浦屠場



//
//

-
-

-
-
-

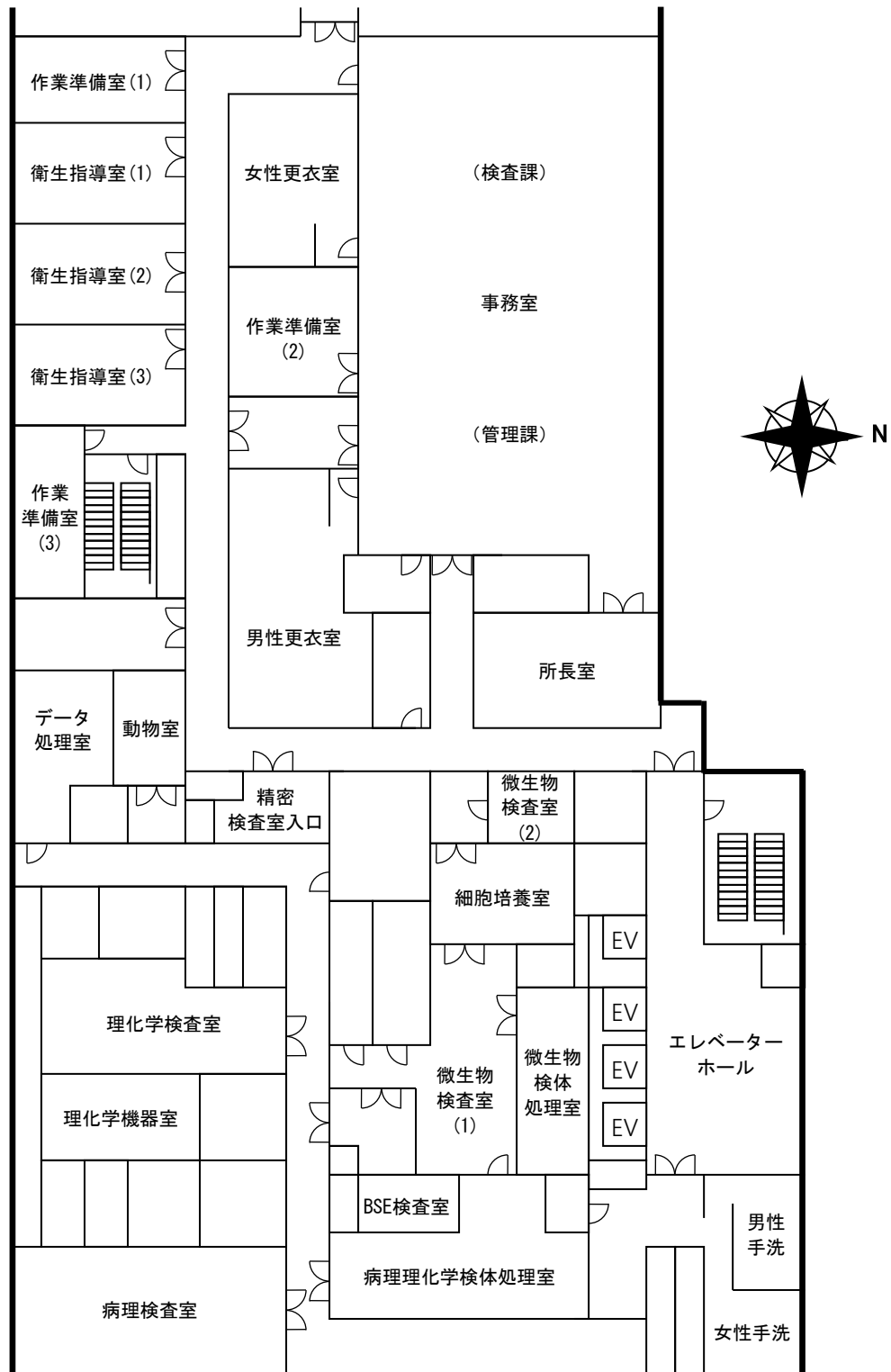
-
-

-
-

-
-

7 検査所平面図

事務室等及び精密検査室（食肉市場センタービル9階）



[東側]

- ・事務室及び衛生指導室 741.3㎡
- ・精密検査室 834.4㎡

東京都芝浦食肉衛生検査所事業概要
令和4年版

登録番号 (4) 5

令和4年11月 発行

編集・発行 東京都芝浦食肉衛生検査所
〒108-0075 東京都港区港南二丁目7番19号
電話 03 (3472) 5175 FAX 03 (3450) 6745

印刷所 ヨシミ工産株式会社
〒113-0033 東京都文京区本郷三丁目26番1号
電話 03 (5802) 5601 FAX 03 (5802) 5603

石油系溶剤を含まないインキを使用しています。



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。